

盛岡市一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、平成 19 年 3 月に平成 28 年度を目標年度とする「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、3R の推進による循環型社会の形成を目指し、家庭ごみ・事業系ごみの発生抑制やリサイクルを推進している。

平成 24 年度から計画期間の後期を迎えるにあたり、前期 5 年間の成果を検証するとともに、東日本大震災の経験や社会情勢の変化、廃棄物処理の現状を踏まえ、本市の一般廃棄物処理にかかる後期 5 年間の計画を改定するものである。

2 計画期間

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間

3 計画の構成

「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の 2 部構成

4 計画策定までの流れ

計画策定の諮問機関である「盛岡市廃棄物対策審議会」において計画案について審議し、「盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議」「盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会」等の意見を踏まえ、計画案を作成した。

平成 23 年 9 月 22 日 第 1 回盛岡市廃棄物対策審議会に諮問

平成 23 年 12 月 21 日 第 2 回盛岡市廃棄物対策審議会にて審議

平成 24 年 1 月 24 日 第 3 回盛岡市廃棄物対策審議会にて審議

平成 24 年 2 月 13 日～平成 24 年 3 月 5 日 パブリックコメントの実施

平成 24 年 2 月 20 日 産業環境常任委員会にて計画案の概要を説明

平成 24 年 3 月 23 日 第 4 回盛岡市廃棄物対策審議会にて答申（予定）

5 計画の基本理念・基本方針

(1) ごみ処理基本計画

ア 基本理念

資源を大切にし地球環境の保全に貢献する

(マスタープランである環境基本計画に掲げる目指す環境像の一つ)

イ 基本方針

- ① ごみの発生・排出抑制の推進
- ② リサイクルの推進
- ③ 環境負荷の少ない効率的なごみ処理事業の推進

(2) 生活排水処理基本計画

ア 基本理念

快適で豊かな水環境の保全

イ 基本方針

- ① 公共下水道の早期接続及び合併処理浄化槽等の普及
- ② 一部事務組合との連携体制の強化
- ③ 普及啓発の推進

6 計画（ごみ処理基本計画）の数値目標

基本方針に基づく各種施策の進捗状況を把握・評価するため、平成 22 年度実績に対する計画目標年度（平成 28 年度）の数値目標を、全体目標と 2 つの個別目標により設定する。

なお、本計画における減量目標は、減量の進捗状況を踏まえ、現計画の目標より高い目標を掲げるとともに、市民・事業者がイメージしやすい表現に改めている。

全体目標

ごみ総排出量を 18% (20,997 t) 削減します

- ・家庭ごみ(資源を除く)の排出量を 20% 削減します
- ・事業系ごみ排出量を 30% 削減します

個別目標 1

**家庭ごみ(資源を除く)の排出量を 20% (10,954 t) 減らすために
「ごみ」の排出量を 一人 1 日あたり 90g 減らします**

個別目標 2

事業系ごみ排出量を 30% (12,759 t) 削減します

7 数値目標の達成に向けた施策

(1) 家庭ごみに関する施策

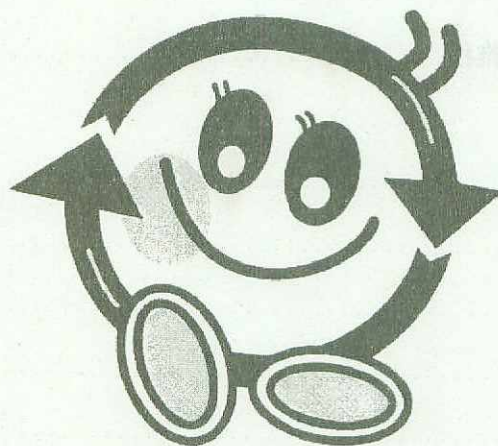
- ・環境に配慮したライフスタイルの提案，生ごみの減量の促進，分別の徹底，資源集団回収の推進，分かりやすい情報の提供，新たな分別・資源化の検討等

(2) 事業系ごみに関する施策

- ・適正処理の徹底，事業者に対する指導の強化，市の処理施設における受入の制限，資源回収システムの提案，収集・運搬許可業者の適正化，ごみの処分手数料の見直し，市の率先実行の推進等

盛岡市一般廃棄物処理基本計画

(案)



平成24年3月

盛岡市

『 目 次 』

第1章 計画策定の趣旨	1
1.1 計画の目的	1
1.2 計画期間	1
1.3 計画の位置づけ	2
1.4 計画対象区域	3
第2章 地域の特性	4
2.1 位置	4
2.2 社会環境	5
(1) 人口及び世帯数の推移	5
(2) 事業所数及び従業者数の推移	6
第3章 ごみ処理基本計画	7
3.1 ごみ処理の現状と課題	7
(1) 用語の定義	7
(2) ごみ処理の体系	8
(3) ごみ排出量の推移	9
(4) 資源集団回収量の推移	14
(5) 家庭ごみの組成	15
(6) 資源化量及びリサイクル率の推移	17
(7) ごみ減量・資源化施策の現状	18
(8) 家庭ごみの収集・運搬の現状	21
(9) 中間処理・最終処分の現状	23
(10) ごみ処理経費の推移	30
(11) 温室効果ガスの排出量	31
(12) 現計画の数値目標の検証	32
(13) ごみ処理の課題	33

3.2 人口及びごみ総排出量の将来予測	34
(1) 人口の将来予測	34
(2) ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）	35
3.3 ごみ処理基本計画の基本フレーム	37
(1) 基本理念	37
(2) 基本方針	38
(3) 市民・事業者・本市の役割	39
(4) 数値目標	40
3.4 個別計画	49
(1) 市民・事業者・行政の協働による3Rへの取組みの推進	49
(2) 啓発活動・環境学習の拡充	56
(3) 適正なごみ処理・処分の実施	57
(4) 環境美化対策	63
第4章 生活排水処理基本計画	64
4.1 生活排水処理の現状	64
(1) 生活排水処理体系の現状	64
(2) 生活排水処理形態別の人口の推移	65
(3) し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移	66
(4) 収集・運搬の現状	67
(5) 中間処理・最終処分の現状	68
4.2 生活排水処理の将来予測	71
(1) 処理形態別人口の将来予測	71
(2) し尿・汚泥量の将来予測	72
4.3 生活排水処理基本計画の基本フレーム	73
(1) 基本理念	73
(2) 基本方針	73
(3) 処理主体	74

4.4 個別計画	75
(1) 生活排水処理	75
(2) し尿・汚泥処理	75

第1章 計画策定の趣旨

1.1 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

地球温暖化をはじめとする環境問題を解決することが、持続可能な社会の実現に不可欠であり、市民生活に最も身近な環境問題である廃棄物処理に対する市民意識が高まる中で、ごみの減量化・資源化・有効利用の促進、ごみや生活排水の適正処理などによる環境負荷の低減と廃棄物処理コストの削減が強く求められています。

盛岡市（以下、「本市」という。）では、資源を循環的に利用することにより廃棄物の発生を抑制し、もって天然資源の消費を抑制し環境負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を計画的に推進するため、平成28年度を目標年度とする「盛岡市一般廃棄物処理基本計画（平成19年3月改定）」（以下、「現計画」という。）に基づき、さまざまな施策に取り組んできました。

現計画が、平成24年度から計画期間の後期を迎えることから、前期5年間の成果を検証するとともに、東日本大震災の経験や社会情勢の変化、ごみ処理の現状を踏まえ、本市の一般廃棄物処理にかかる後期5年間の計画（以下、「本計画」という。）を改定するものです。

1.2 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

なお、計画策定の前提とする諸条件に大きな変動が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法や国による各種計画に基づき、また、県の計画や本市の上位計画を踏まえ、本市の一般廃棄物処理等に関するマスタープランとして策定するものです。

なお、本計画は、ごみの処理に関する計画である「ごみ処理基本計画」と、生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの計画で構成します。

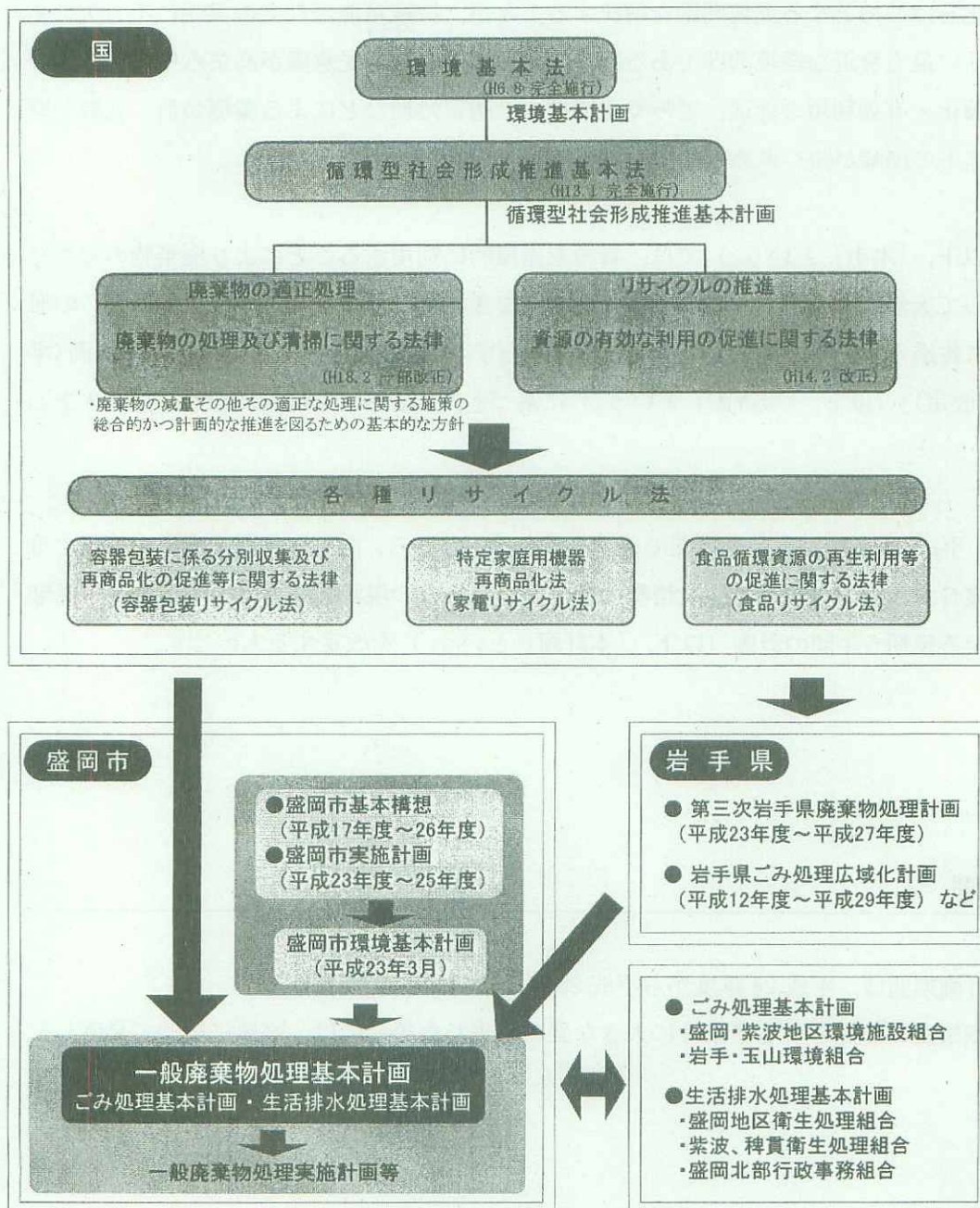


図 1-1 本計画の位置づけ

1.4 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、図 1-2 に示す本市全域とします。本市の役割は、表 1-1 において丸を付した項目となります。



図 1-2 対象区域図

表 1-1 本市の役割

		盛岡地域	都南地域	玉山区	
ごみに関する 本市の役割	ごみ減量・リサイクル施策	●	●	●	
	収集・運搬	●		●	
	中間処理	●	※1	※2	
	最終処分	●		●	
生活排水に関する 本市の役割	生活排水対策	●	●	●	
	し 浄 化 槽 汚 泥 尿	収集・運搬	●		
		中間処理		※4	※5
		最終処分	※3		

※1:「盛岡・紫波地区環境施設組合」にて実施

※2:「岩手・玉山環境組合」にて実施

※3:「盛岡地区衛生処理組合」にて実施

※4:「紫波、稗貫衛生処理組合」にて実施

※5:「盛岡北部行政事務組合」にて実施

第2章 地域の特徴

2.1 位置

本市の位置を図 2-1 に示します。

本市は、北上盆地の北部，北東北三県のほぼ中央に位置し，東は宮古市，岩泉町，西は雫石町，滝沢村，南は花巻市，紫波町，矢巾町，北は八幡平市，岩手町，葛巻町に接しています。

本市は，平成 4 年の都南村，平成 18 年の玉山村との合併を経て，現在では総面積 886.47km² となり，岩手県の面積（15,278.89km²）の約 5.8%を占めています。



図 2-1 本市の位置

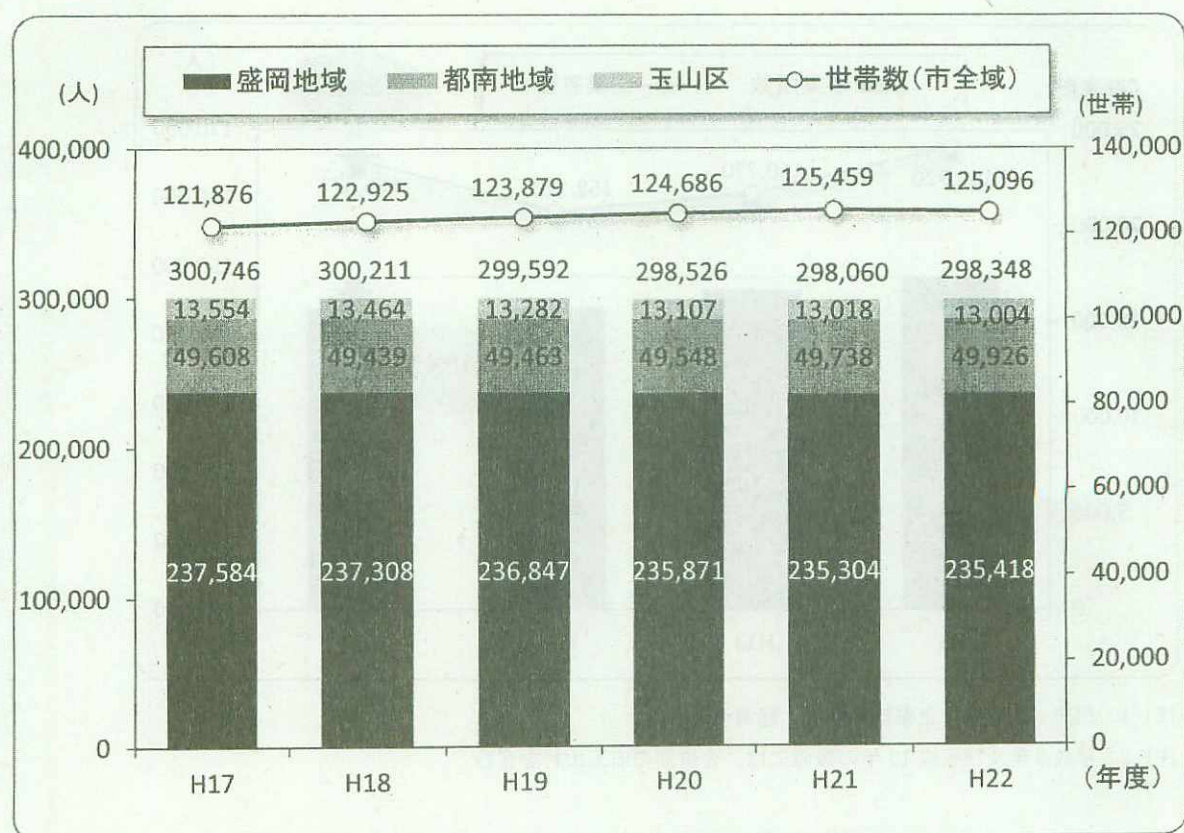
2.2 社会環境

(1) 人口及び世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の推移を図2-2に示します。

人口は微減傾向にあり、平成22年10月1日現在で298,348人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成22年10月1日現在で125,096世帯となっています。



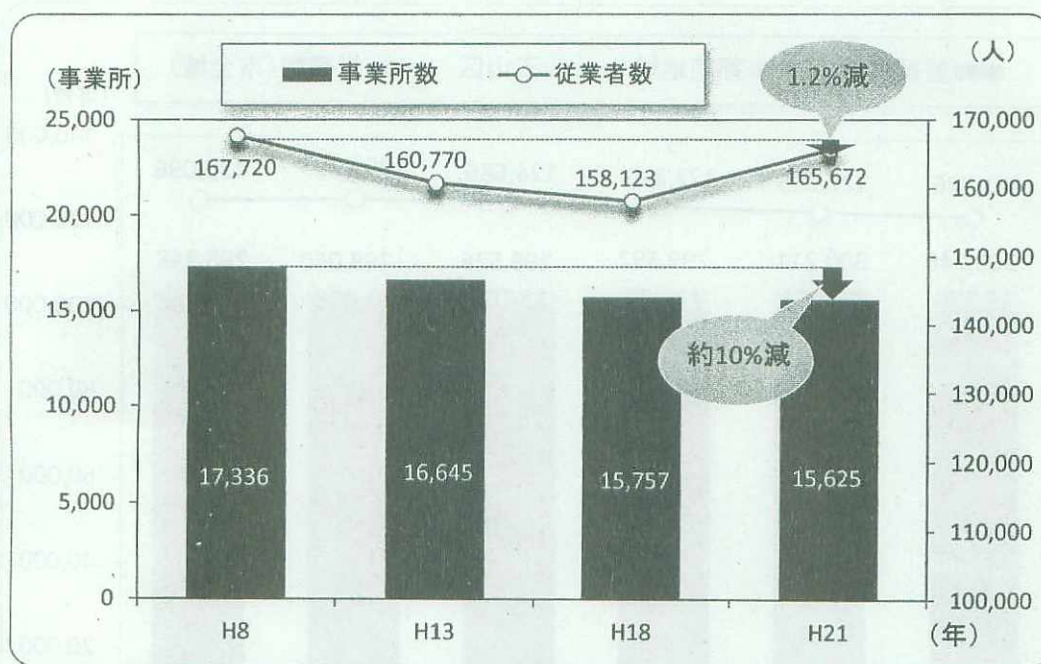
注) 出典：H17, H22年は国勢調査結果、H18からH21までは平成17年国勢調査人口に基づく推計人口
(各年10月1日現在)

図2-2 人口及び世帯数の推移

(2) 事業所数及び従業者数の推移

本市の事業所数及び従業者数の推移を図2-3に示します。

事業所数は減少傾向にあります。従業者数は平成18年から平成21年にかけて増加傾向にあります。平成8年から平成21年までの13年間で、事業所数は約10%減少し、従業者数は1.2%減少しています。



注) 1. 出典：事業所・企業統計調査，経済センサス

注) 2. 平成8年及び平成13年の数値には，合併前の旧玉山村を含む

図2-3 事業者数及び従業者数の推移

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状と課題

(1) 用語の定義

本計画における用語の定義を表 3-1 に示します。

本計画の計画対象とする廃棄物は、本市内で発生する一般廃棄物及び「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第 21 条に基づき本市が処理する特定産業廃棄物とし、以下「ごみ」といいます。

本計画では、家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」、事業者から排出されるごみを「事業系ごみ」とします。

「家庭ごみ」は、「ごみ」と「資源」に区分し、「資源」は市が回収を行う「行政回収」と、町内会や子ども会等が回収を行う「資源集団回収」とします。

なお、家庭において生ごみ堆肥化処理機等により自己処理している分や、事業者自らによって処理されているものなどを「潜在ごみ」としますが、発生量の把握が困難なため、目標設定等の量には含めないものとします。

表 3-1 用語の定義

区 分			各用語の範囲
ごみ	【家庭ごみ】	【資源集団回収】	
		【行政回収】 ・びん、缶、ペットボトル ・容器包装 ・古紙 ・生ごみ 等	
		【ごみ】 ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ 等	
	【事業系ごみ】	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ ・資源 等	
	【潜在ごみ (量の把握が困難なもの)】	・生ごみ等の自己処理量 ・店舗等で回収する資源量 ・事業者による自己処理量 等	

(2) ごみ処理の体系

本市で発生する一般廃棄物の処理・処分方法の主な流れを図3-1に示します。

可燃ごみは焼却施設にて焼却処理し、焼却残渣を最終処分場で埋立処分しています。なお、都南地域では、焼却処理に伴い生じるスラグ等¹の資源物を民間業者にて資源化しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、破碎処理施設や資源化処理施設にて処理し、回収した金属等の資源物は民間業者にて資源化し、残渣は最終処分場で埋立処分しています。

びん、缶、ペットボトル、古紙、蛍光管・乾電池は、資源化処理施設にて処理等をした後、民間業者にて資源化し、容器包装廃棄物は容器包装リサイクル協会を通じて民間業者にて資源化しています。

都南地域では、生ごみの分別収集を実施し、盛岡・紫波地区環境施設組合にて堆肥化による資源化を行っています。

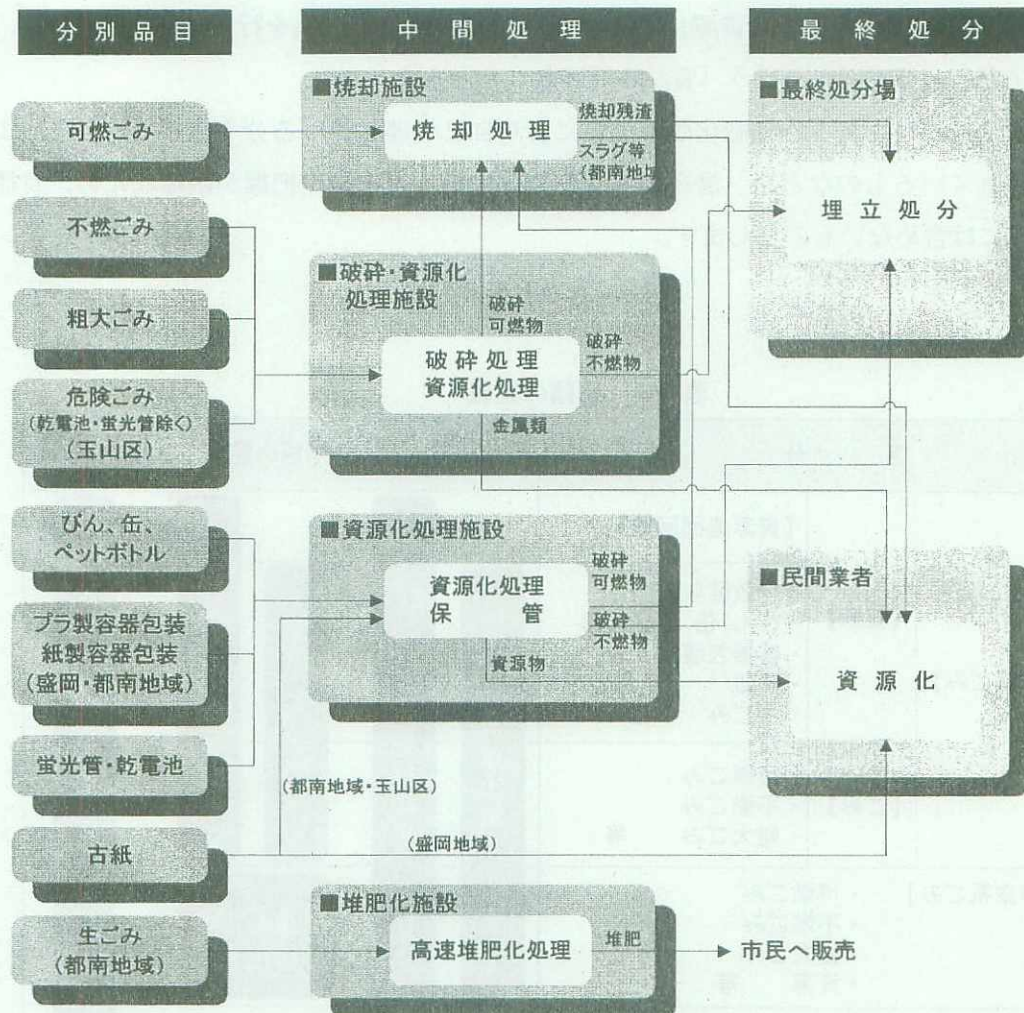


図3-1 ごみ処理体系

¹ 都南地域のごみを焼却処理している盛岡・紫波地区環境施設組合では、焼却処理の後に排出される焼却灰をガス等を使用してさらに高温加熱（熔融処理）しています。その際に排出されるスラグや金属（金属）を回収し、資源化しています。

(3) ごみ排出量の推移

① ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量の推移を図3-2及び図3-3に示します。

地域ごとにみると、盛岡地域及び都南地域は減少傾向にあり、平成22年度は盛岡地域が88,059 t（平成17年度比14%減）、都南地域が17,703 t（平成17年度比15%減）となっています。玉山区は、家庭ごみは減少傾向にありますが、事業系ごみが微増傾向にあり、平成22年度は3,527 t（平成17年度比0.3%増）となっています。

また、ごみの種類ごとでみると、家庭ごみ及び事業系ごみともに減少傾向にあり、平成22年度は家庭ごみが66,171 t（平成17年度比10%減）、事業系ごみが43,118 t（平成17年度比19%減）となっており、合計のごみ排出量は109,289 t（平成17年度比14%減）となっています。

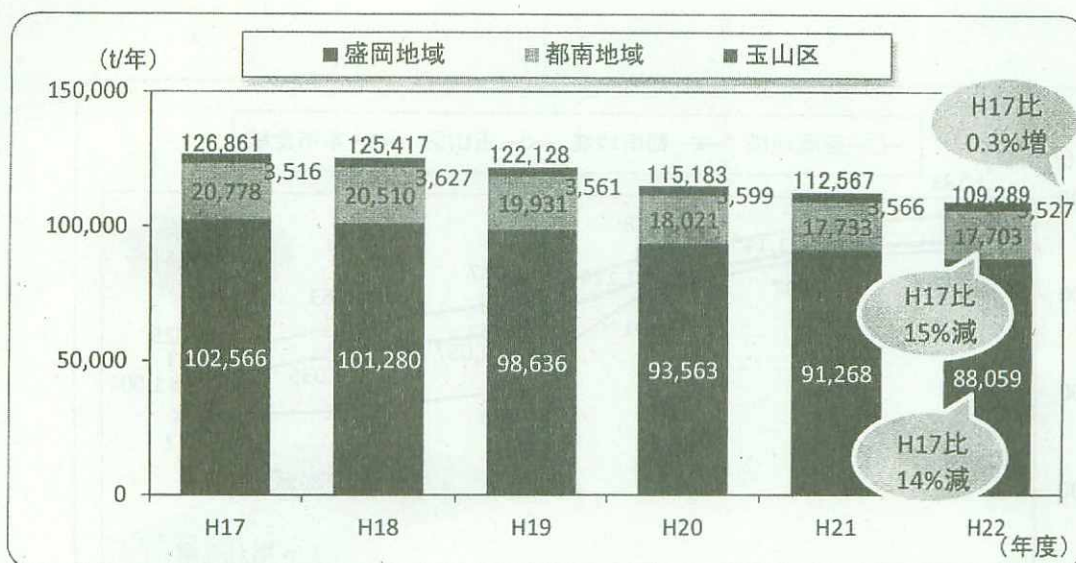


図3-2 ごみ排出量の推移（地域ごと）

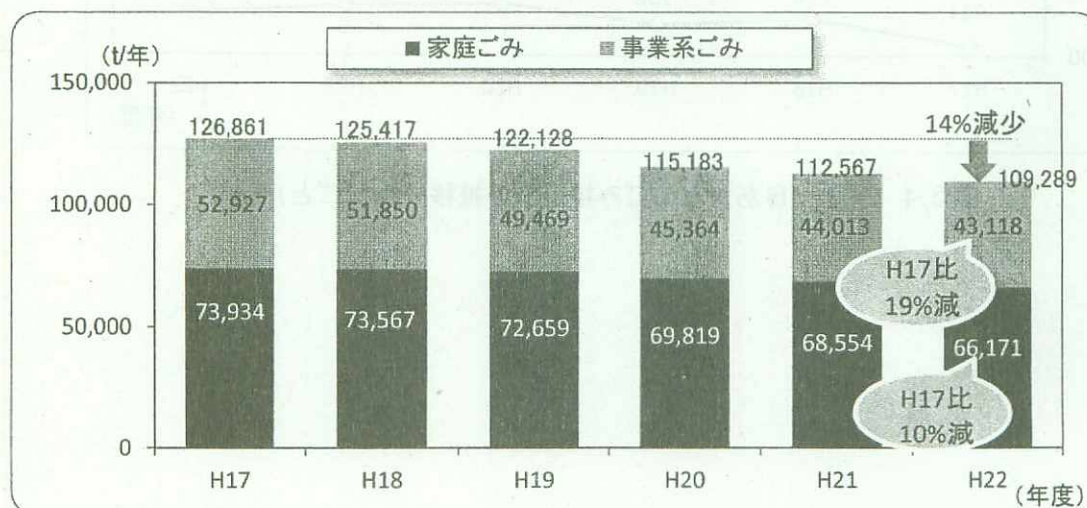


図3-3 ごみ排出量の推移（種類ごと）

② 一人1日あたりのごみ排出量の推移

本市の地域ごとのごみ排出量の推移を図3-4に示します。

本市全域の一人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、平成22年度は1,004g(平成17年度比13%減・152g減)となっています。

地域ごとにみると、盛岡地域及び都南地域は減少傾向にあり、平成22年度は盛岡地域が1,025g(平成17年度比13%減・158g減)、都南地域が972g(平成17年度比15%減・176g減)となっています。一方、玉山区は増加傾向にあり、平成22年度は743g(平成17年度比5%増・32g増)となっています。

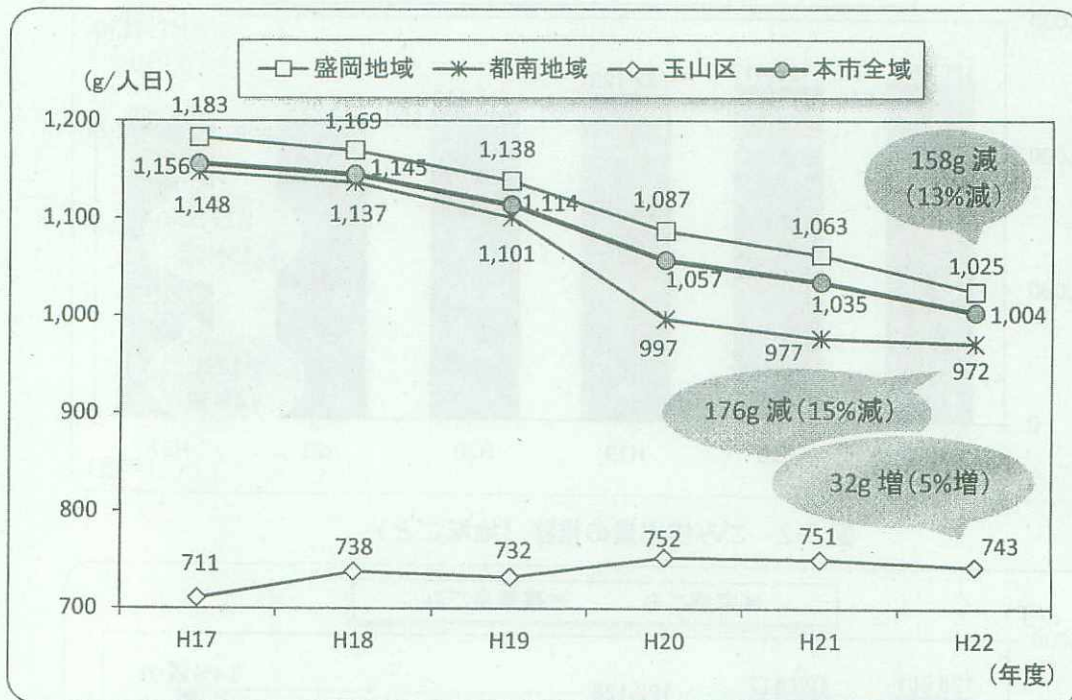


図3-4 一人1日あたりのごみ排出量の推移(地域ごと)

③ 家庭ごみ排出量の推移

a) 家庭ごみ排出量の推移

本市における家庭ごみ排出量の推移を図 3-5 及び図 3-6 に示します。

本市の家庭ごみは減少傾向にあり、平成 22 年度は 66,171 t（平成 17 年度比 10%減）となっています。

地域ごとにみると、盛岡地域、都南地域、玉山区の全てで減少傾向にあります。

種類ごとにみると、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみは減少傾向にあり、平成 17 年度比で、それぞれ 13%減、18%減となっています。資源は平成 21 年度まで増減を繰り返しながら減少の傾向にありましたが、平成 22 年度は増加に転じ平成 17 年度比で 5%増となっています。

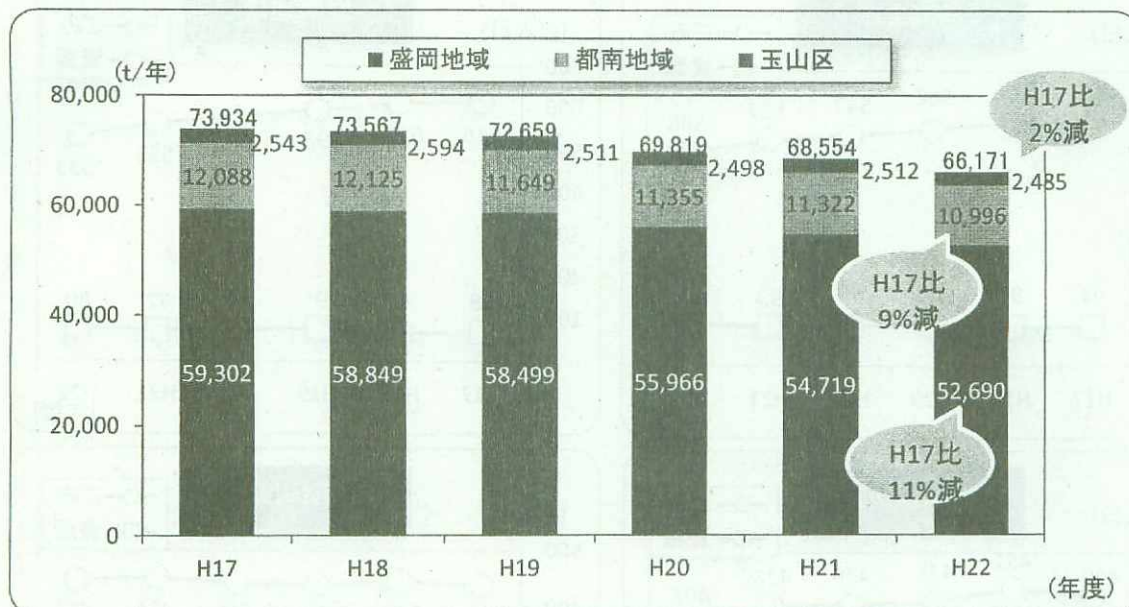


図 3-5 家庭ごみ排出量の推移（地域ごと）

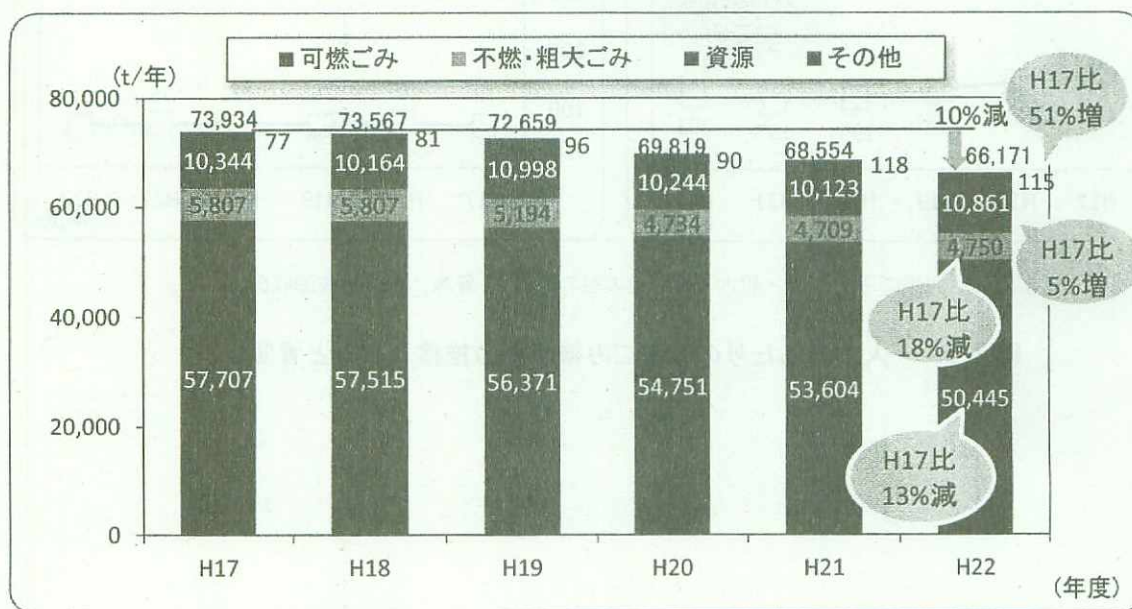


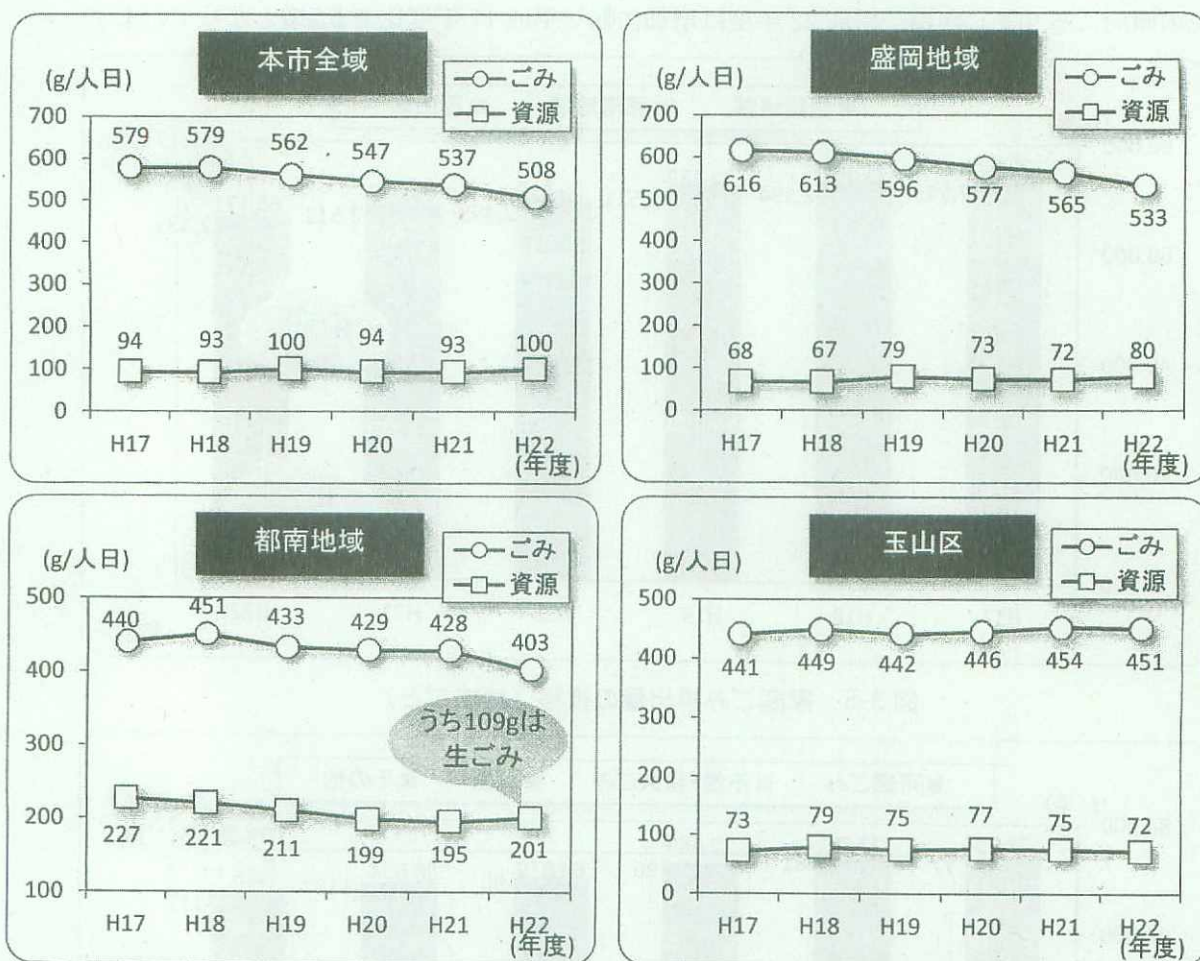
図 3-6 家庭ごみ排出量の推移（種類ごと）

b) 一人1日あたりの家庭ごみ排出量の推移

本市の一人1日あたりの家庭ごみ排出量を図3-7に示します。

本市全域の一人1日あたりの家庭ごみ排出量（ごみと資源の合計量）は減少傾向にあり、平成22年度は608g（平成17年度比10%減・66g減）となっています。ごみと資源ごとに見ると、ごみは減少、資源は横ばいの傾向にあります。

玉山区のごみの排出量は、盛岡地域・都南地域に比較して少ないものの、平成18年度以降、増加傾向にあります。



注) 図中の「ごみ」とは、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、その他の合計、「資源」とは行政回収分。

図3-7 一人1日あたりの家庭ごみ排出量の推移（ごみと資源）

④ 事業系ごみ排出量の推移

本市における事業系ごみ排出量の推移を図3-8及び図3-9に示します。

事業系ごみ排出量は減少傾向にあり、平成22年度は43,118 t（平成17年度比19%減）と
なっています。ごみの種類ごとにみても全ての種類で減少傾向にあります。

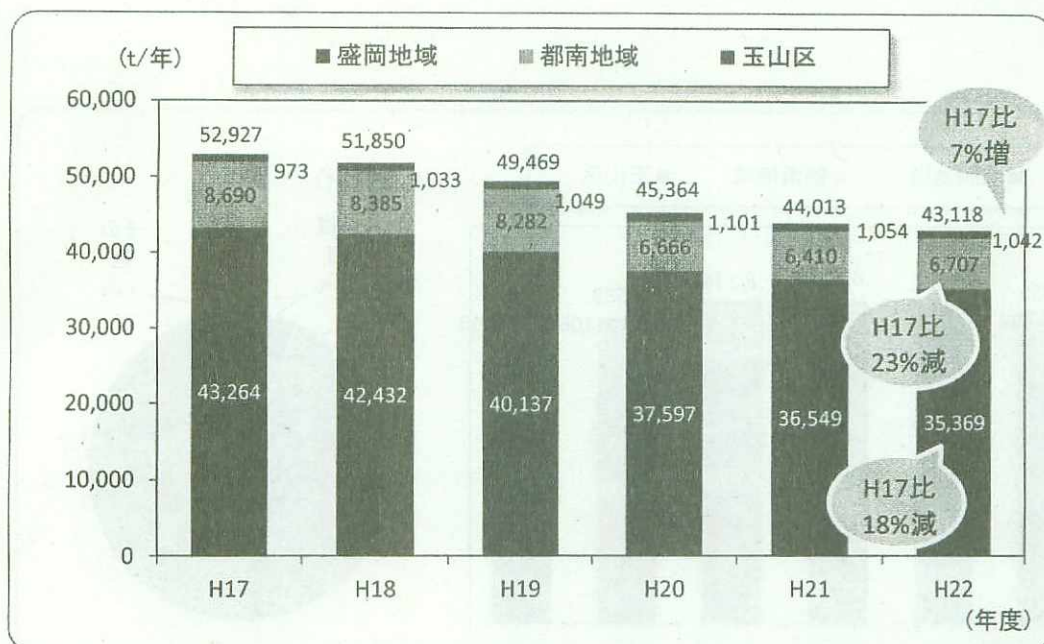


図3-8 事業系ごみ排出量の推移（地域ごと）

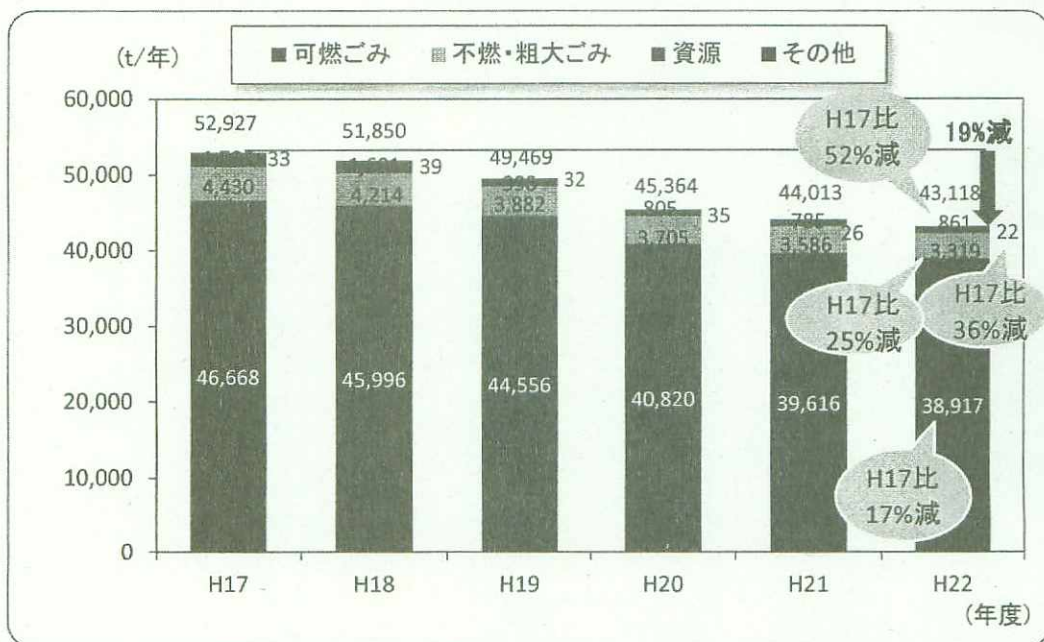


図3-9 事業系ごみ排出量の推移（種類ごと）

(4) 資源集団回収量の推移

本市における資源集団回収量の推移を図 3-10 に示します。

平成 17 年から平成 22 年にかけて、回収量は 7,600 t から 8,200 t の範囲で推移しており、平成 22 年は 7,797 t となっています。回収量は紙類が最も多く、平成 22 年の内訳をみると総量の 88.7% を紙類が占めています。

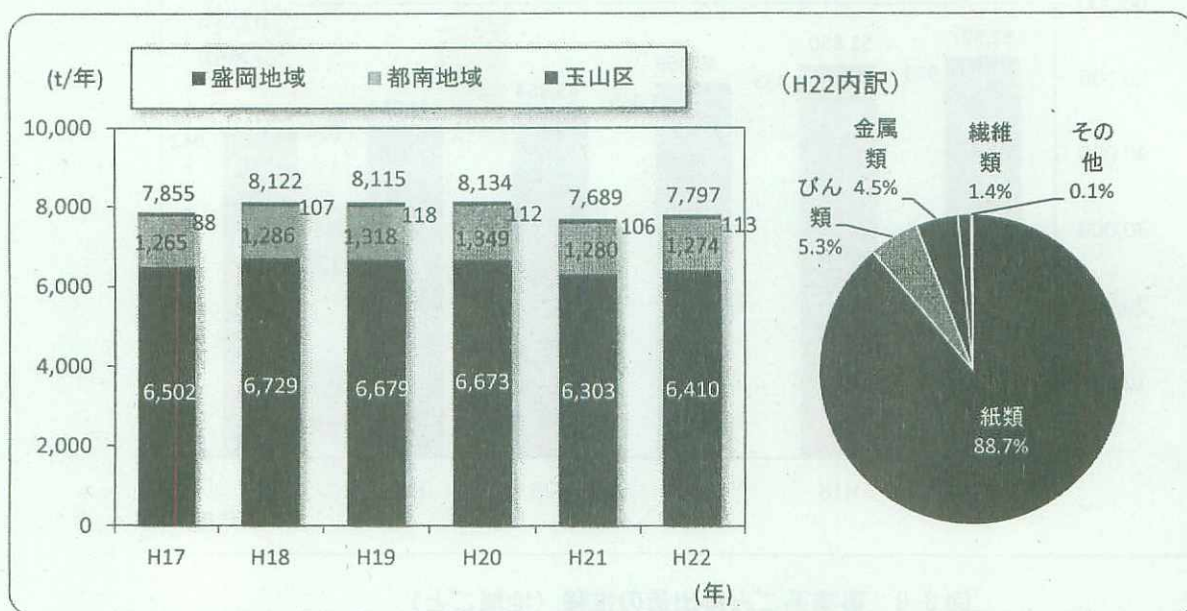


図 3-10 資源集団回収量の推移

(5) 家庭ごみの組成

本市の家庭から排出される可燃ごみの組成割合（重量割合）を、地域別に示します。

■盛岡地域

平成 22 年度に行った可燃ごみの組成分析調査（盛岡地域内の 6 地域で 4 回実施）の結果に基づく組成割合を図 3-11 に示します。

可燃ごみのほぼ半分の 49%を生ごみが占めており、また、資源となる紙類、容器包装等が 24%を占める結果となっています。

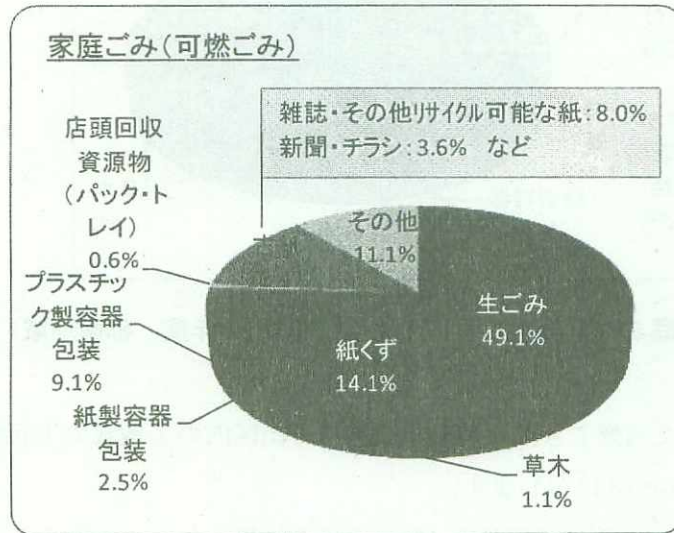


図 3-11 家庭ごみ（可燃ごみ）の組成（平成 22 年度、盛岡地域）

■都南地域

平成 22 年度に行った可燃ごみの組成分析調査（都南地域内の 1 地域で 4 回実施）の結果に基づく組成割合を、図 3-12 に示します。

都南地域では、生ごみの分別収集を行っていますが、調査箇所においては全量の 31%を生ごみが占め、また資源となる紙類、容器包装等が 34%を占める結果となっています。

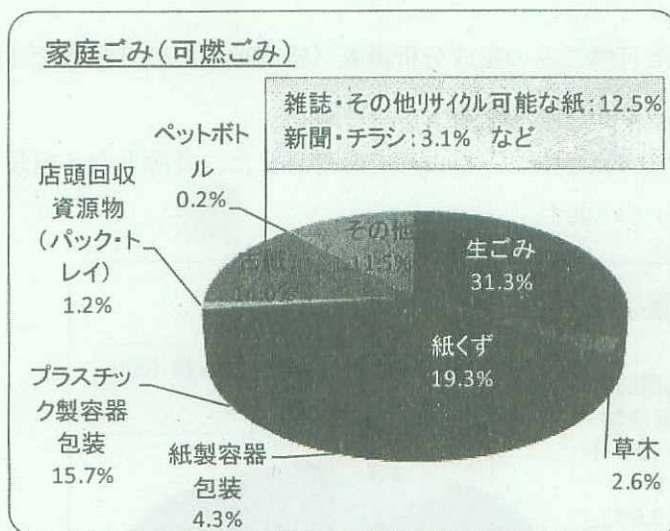


図 3-12 家庭ごみ（可燃ごみ）の組成（平成 22 年度，都南地域）

■玉山区

平成 23 年度に行った可燃ごみの組成分析調査（玉山区内の 1 地域で 1 回実施）の結果に基づく組成割合を、図 3-13 に示します。

生ごみが 38%，資源となる紙類等が約 16%を占める結果となっています。また、玉山区においては容器包装の分別収集を行っていませんが、調査箇所では容器包装が 11%と盛岡地域・都南地域より少ない割合となっています。

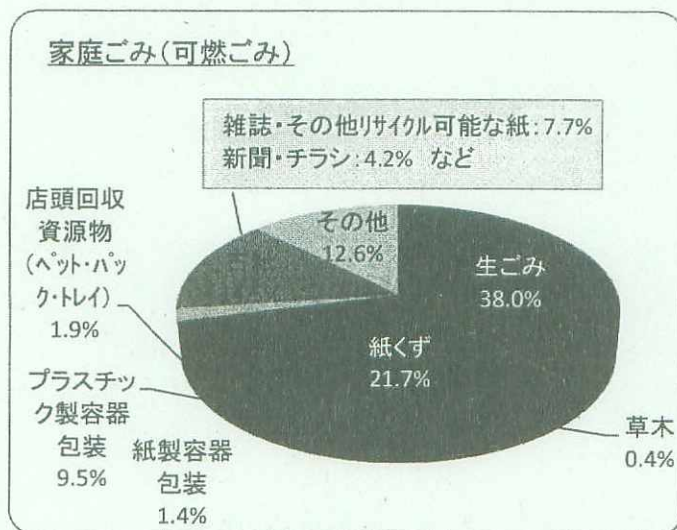


図 3-13 家庭ごみ（可燃ごみ）の組成（平成 23 年度，玉山区）

(6) 資源化量及びリサイクル率の推移

本市の資源化量及びリサイクル率²の推移を図 3-14 に、地域別のリサイクル率を図 3-15 に示します。

本市の資源化量は増減を繰り返しながら、年間およそ 20,000 t で推移していますが、ごみ総排出量の減量の効果もあり、リサイクル率は上昇傾向にあります。本市全域の平成 22 年度の資源化量は 20,501 t、リサイクル率は 17.5% となっています。

リサイクル率を地域ごとにみると、都南地域が最も高く、平成 22 年度は 26.1% となっていますが、このうち、焼却処理に伴い生じる資源物(スラグ・メタル)が 9.3% を占めています。

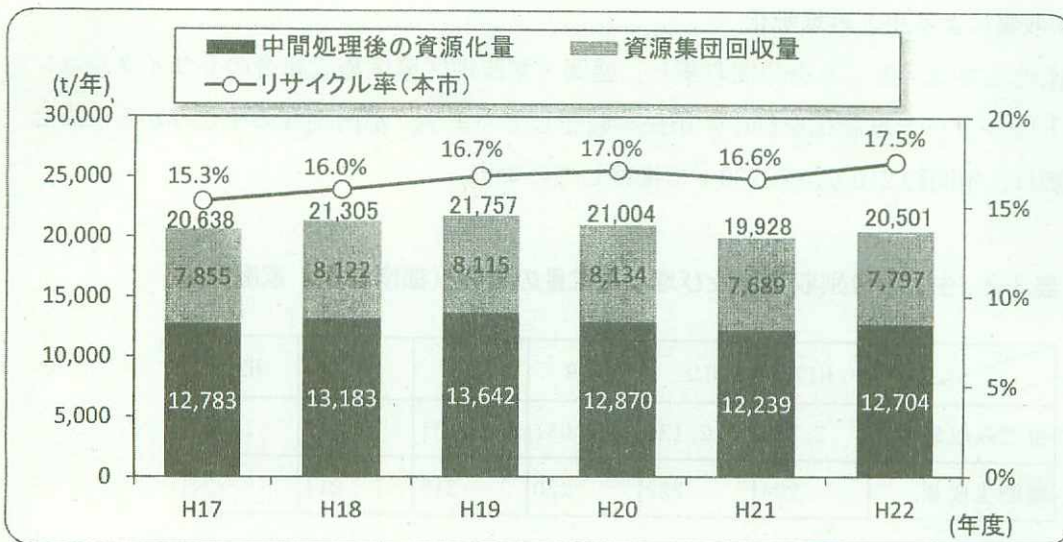


図 3-14 資源化量及びリサイクル率の推移

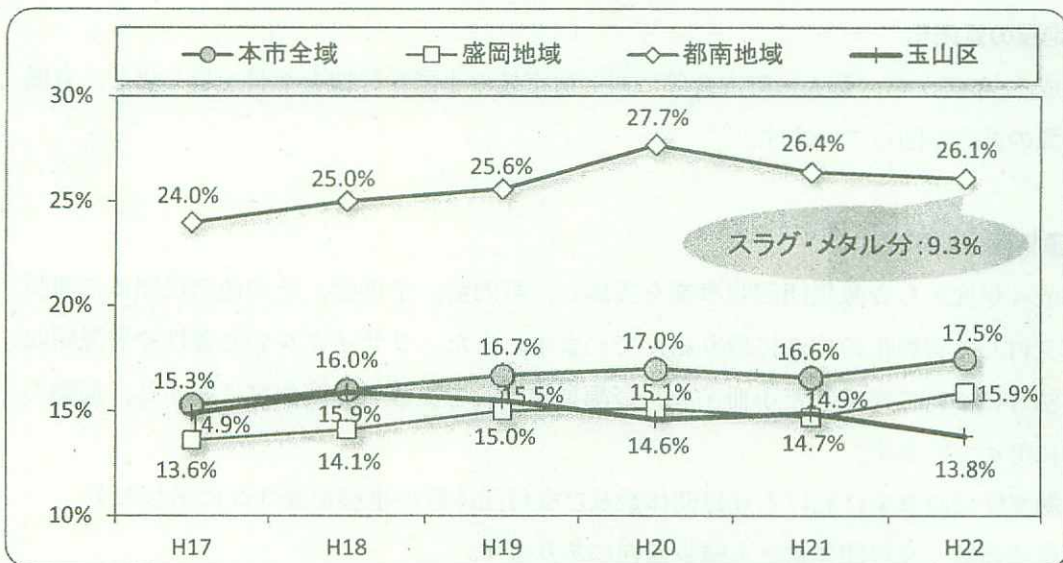


図 3-15 リサイクル率の比較 (地域ごと)

² リサイクル率 = (中間処理後資源化量 + 資源集団回収量) / ごみ総排出量

(7) ごみ減量・資源化施策の現状

① 家庭ごみに対する減量化・資源化施策

a) 家庭での生ごみ堆肥化

「地域循環型生ごみ処理事業」として、平成19年度に盛岡地域郊外の戸建住宅地、平成23年度に市営アパート敷地内に大型電動生ごみ処理機を1基ずつ設置し、地域住民との連携により生ごみを堆肥化し、循環利用するモデル事業に取り組んでいます。

また、各家庭で手軽に生ごみを堆肥化できる簡易型生ごみ処理機を市民に紹介するとともに、市民モニターによる検証を行いながら普及を図っています。

b) 分別収集による生ごみ堆肥化

都南地域では、生ごみを分別収集し、盛岡・紫波地区環境施設組合のリサイクルコンポスト³センターで堆肥化を行い、市民へ販売しています。都南地域の生ごみから生成した堆肥は、年間約210tから230tで推移しています。

表3-2 生ごみ分別収集量及び堆肥生成量の推移（都南地域、家庭分）

単位：t/年

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
生ごみ収集量	2,201	2,131	2,051	2,031	2,040	1,989
堆肥生成量	224	222	220	216	214	224

c) 剪定枝の資源化

平成17年度から、個人・町内会等に対し剪定枝の小型粉碎機を無料で貸し出し、有機性資源の循環を図っています。

d) 資源集団回収事業

平成4年度から資源集団回収事業を実施し、町内会、子供会、その他市民団体に報奨金を交付して資源化の推進に取り組んでいます。また、リサイクルの必要性や資源回収の方法等について記載した小冊子を、資源集団回収を実践する団体等に配布し、運動の促進に努めています。

資源集団回収事業における登録団体数及び交付団体数の推移を表3-3に示します。

登録団体数、交付団体数とも減少傾向にあります。

³ コンポストとは、生ごみや落ち葉、下水汚泥などの有機性廃棄物を発酵させて作製した堆肥のこと。またはその手法。

表 3-3 登録団体数及び交付団体数の推移

単位：団体

		H17	H18	H19	H20	H21	H22
登録 団体数	盛岡地域	410	402	393	397	391	391
	都南地域	94	95	94	94	97	98
	玉山区	45	37	27	19	16	15
	合計	549	534	514	510	504	504
交付団体数		546	527	511	508	503	504

② 事業系ごみに対する減量化・資源化施策

a) 多量排出業者への訪問指導

事業系ごみの減量対策として、平成7年度から一定規模以上の事業所や大規模小売店舗等に対して、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出と、「事業系一般廃棄物管理責任者」の選任を条例で義務付けるとともに、必要な指導及び助言を行っています。

b) 資源循環推進指導員等による指導啓発

適正処理をしていない事業所に対し、資源循環推進指導員等による訪問指導を行っています。また、事業所の従業員に対し、指導・啓発を行っています。

c) ごみ受入施設での事業系ごみの確認・指導

盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターに搬入される事業系ごみの確認を行い、不適正ごみの搬入業者に対し指導を行っています。

③ 普及啓発事業

a) ごみ減量・リサイクル協力店の認定

ごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定し、小売店の一層の取り組みを推進しています。

平成23年3月末現在の認定店舗数は51店です。

b) レジ袋使用量削減協力店の認定と懇談会の実施

平成19年度から、買い物客のマイバッグ持参を推進し、レジ袋の使用量削減運動に積極的に取り組んでいる小売店を「レジ袋使用量削減協力店」として認定することで、小売店の取組を推進し、ごみの減量や市民の環境保全意識の高揚を図っています。

また、レジ袋使用量削減協力店・市民団体との意見交換会及びレジ袋辞退率の調査を行っています。平成23年3月末現在の協力店舗数は52店です。

c) ごみの分け方・出し方の周知

家庭ごみの正しい分け方・出し方を周知するため、盛岡地域及び都南地域で「ごみ分別辞典」を、玉山区で「ごみの分け方・出し方」をそれぞれ区域内の全世帯に配布しました。

また、事業系ごみの適正排出を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」を作成し、随時事業者に配布しています。

d) 全世帯回覧ちらしの作成

「ごみ減量・リサイクルシンボルキャラクター・めぐるちゃん」を活用した全世帯回覧ちらし「めぐるちゃん便り」を作成し、リサイクル実践の呼びかけ、ごみ減量・リサイクル協力店の紹介やリサイクルの実践、再生品利用の呼びかけ等を行っています。

e) きれいなまち推進員制度

ごみ集積場所にかかる連絡調整や管理の指導、ごみの正しい分別方法の周知・指導等を行うために「盛岡市きれいなまち推進員」を置き、各地域における家庭ごみの適正処理等を推進するとともに、資源集団回収活動の活性化を図っています。

④ その他の施策

a) 不法投棄防止対策

不法投棄の未然防止等を図るため、廃棄物不法投棄監視員を委嘱し、山間部や河川敷区域を主とした監視・情報収集を行うとともに、平成 20 年度より廃棄物適正処理指導員を配置し、監視体制の強化を図っています。また、監視カメラ・看板の設置や、広報紙などによる啓発を行っています。

b) 資源物持ち去り者に対する指導・命令

平成 19 年 4 月 1 日より、本市または規則で定める者以外の者が集積場所から資源物を持ち去ることを禁止する条例を施行し、持ち去り者に対する指導等を行っています。

(8) 家庭ごみの収集・運搬の現状

本市における家庭ごみの分別区分及び収集・運搬体制を表 3-4 に示します。

家庭ごみの分別区分は、盛岡地域、都南地域、玉山区ごとに中間処理施設が異なることから、区分に相違があります。

家庭ごみの収集・運搬は、盛岡地域は直営または市が委託する業者、都南地域は盛岡・紫波地区環境施設組合が委託する業者、玉山区は市が委託する業者が行っています。

表 3-4 家庭ごみの分別区分及び収集・運搬体制

■盛岡地域

分別区分	具体例	収集頻度	収集方法	収集・運搬体制	
				直営	委託
可燃ごみ	生ごみ, 紙くず, 木くず, ゴム, 布, 皮革, 衣類等	週に 2 回	ステーション方式	●	●
不燃ごみ	陶器, ガラス, 金属類, 小型家庭用品, 小型家電製品 (パソコン除く)	2 週に 1 回	ステーション方式	—	●
粗大ごみ	大型家電, 電化製品 (家電 4 品目を除く)	随時	申込制	●	—
資源	びん, 缶, ペットボトル, プラスチック製容器包装	2 週に 1 回	ステーション方式	—	●
	紙製容器包装	2 週に 1 回	拠点方式	—	●
古紙	新聞紙, 段ボール, 雑誌・その他の紙	4 週に 1 回	ステーション方式	●	●
その他	乾電池	随時	拠点方式	●	—
	蛍光管	2 週に 1 回	拠点方式	—	●

■都南地域

分別区分	具体例	収集頻度	収集方法	収集・運搬体制	
				直営	委託*
燃やせるごみ	紙くず, プラスチック類, 木くず等	週に2回	ステーション方式	—	●
生ごみ	食べ残した物, 調理くず等	週に2回	ステーション方式	—	●
資源	空きカン, 空ビン, 紙製容器包装	月に2回	ステーション方式	—	●
	新聞, 雑誌, 紙パック, ペットボトル	月に2~3回	ステーション方式	—	●
	段ボール, 古着	月に1回	ステーション方式	—	●
	プラスチック製容器包装	週に1回	ステーション方式	—	●
大型・不燃ごみ	家具類, 家電製品等(家電4品目, パソコンを除く), 金属類, 日用品, せともの等	月に1回	ステーション方式	—	●
有害・危険ごみ 及び乾電池	蛍光管, 電球	月に2回	ステーション方式	—	●
	乾電池, 体温計, カミソリ, ライター 等	随時	ステーション方式	—	●

■玉山区

分別区分	具体例	収集頻度	収集方法	収集・運搬体制	
				直営	委託
燃えるごみ	生ごみ類, 紙くず, 木くず, 皮革ゴム類, プラスチック類等	週に1~2回	ステーション方式	—	●
燃えないごみ	ガラス類, 金属類, せともの, 小型家電製品等	月に1回	ステーション方式	—	●
粗大ごみ	家具類, 家電製品等(家電4品目, パソコンを除く), 金属類, 日用品, せともの等	3月に1回	ステーション方式	—	●
資源	びん, 缶, ペットボトル	月に1~2回	ステーション方式	—	●
	新聞類, 雑誌類, 段ボール	月に1~2回	ステーション方式	—	●
	紙パック, 白色トレイ	月に1~2回	ステーション方式	—	●
危険ごみ	乾電池, 蛍光管, ライター, スプレー缶等	月に1回	ステーション方式	—	●

(9) 中間処理・最終処分の現状

① 中間処理施設・最終処分場の位置及び概要

本市の中間処理施設及び最終処分場の位置を図 3-16 に、概要を表 3-5 に示します。



図 3-16 中間処理施設及び最終処分場の位置

表 3-5 中間処理施設及び最終処分場の概要

■焼却処理施設

地域	施設名	処理区分	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工年月
盛岡地域	盛岡市クリーンセンター ごみ焼却施設	焼却	盛岡市	盛岡市上田 字小鳥沢	全連続燃焼 式機械炉	405 t / 24 h (135t/24h×3 炉)	H10. 3
都南地域	ごみ焼却施設	焼却	盛岡・紫波地区 環境施設組合	紫波郡矢巾町 大字西徳田	高温ガス化 直接熔融炉	160 t / 24 h (80t/24h×2 炉)	H15. 3
玉山区	ごみ焼却施設	焼却	岩手・玉山環境 組合	盛岡市玉山区 寺林	機械化パッチ 燃焼式	28 t / 日 (14t/日×2 炉)	H9. 3

■不燃物・資源化処理施設

地域	施設名	処理区分	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工年月
盛岡地域	盛岡市リサイクルセンター 粗大ごみ処理 施設	破碎	盛岡市	盛岡市玉山区 川又	破碎圧縮併用 処理	60 t / 5 h	H4. 9
	盛岡市リサイクルセンター 資源ごみ処理 施設	資源化			手選別・機械 選別併用処理	28 t / 5 h	
都南地域	不燃物処理 資源化設備	資源化	盛岡・紫波 地区環境 施設組合	紫波郡矢巾町 大字西徳田	手選別・機械 選別併用処理	20 t / 5 h	H2. 3
	容器包装リサイクル 推進施設	資源化			選別及び圧縮・ 梱包方式	30 t / 5 h	H22. 7
	リサイクルコンポストセンター	堆肥化			スクープ式堆積 発酵処理	20 t / 5 日	H5. 3
玉山区	粗大ごみ処理 施設	破碎	岩手・玉山 環境組合	盛岡市玉山区 寺林	堅型回転式破碎 処理	8 t / 5 h	H9. 3
	リサイクルセンター	資源化			手選別・機械 選別併用処理	2. 8 t / 5 h	H12. 3

■最終処分場

地域	施設名	処理区分	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工年月
盛岡地域	盛岡市リサイクルセンター 廃棄物処分場	埋立	盛岡市	盛岡市玉山区 川又	セル方式	1, 017, 050m ³	S53. 8
都南地域	一般廃棄物最終 処分場	埋立	盛岡・紫波地区 環境施設組合	紫波郡矢巾町 大字東徳田	セル&サンドイッチ 方式	69, 190m ³	H9. 5
玉山区	盛岡市玉山廃棄 物処分場	埋立	盛岡市	盛岡市玉山区 門前寺	サンドイッチ 方式	37, 100m ³	H5. 3

② 焼却処理量及び発電電力量の推移

本市から排出されるごみの焼却処理量の推移を図 3-17 に示します。

焼却処理量は減少傾向にあり、平成 22 年度は 93,886 t（平成 17 年度比 14%減）となっています。

盛岡市クリーンセンターでは、焼却に伴い発生する熱エネルギーの余熱を利用し、発電を行っています。発電電力量及び使用電力量の推移を図 3-18 に、売電電力量及び売電収入の推移を図 3-19 に示します。

平成 18 年度以降、発電電力量が施設での使用電力量を上回る状態で推移しています。

発電電力の余剰分は東北電力に売却し、平成 22 年度の売電収入は 16,547 千円となっています。

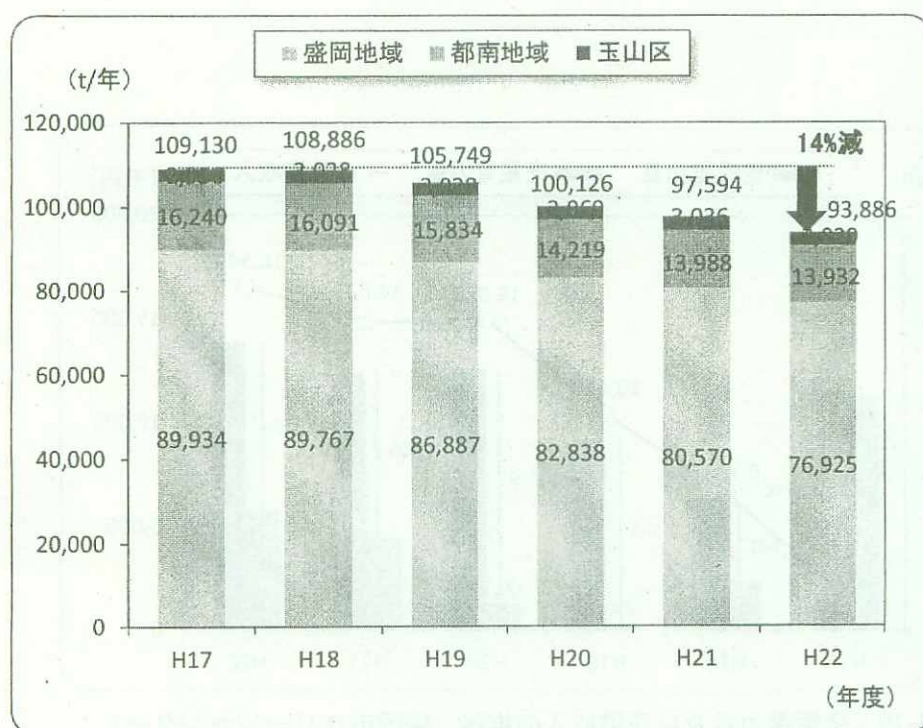


図 3-17 焼却処理量の推移

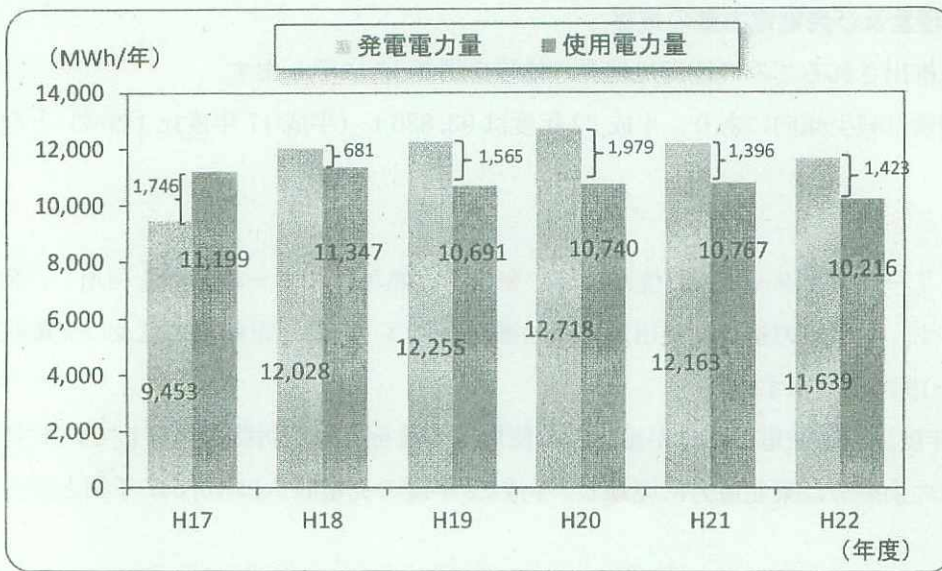


図 3-18 発電電力量及び使用電力量の推移 (盛岡市クリーンセンター)

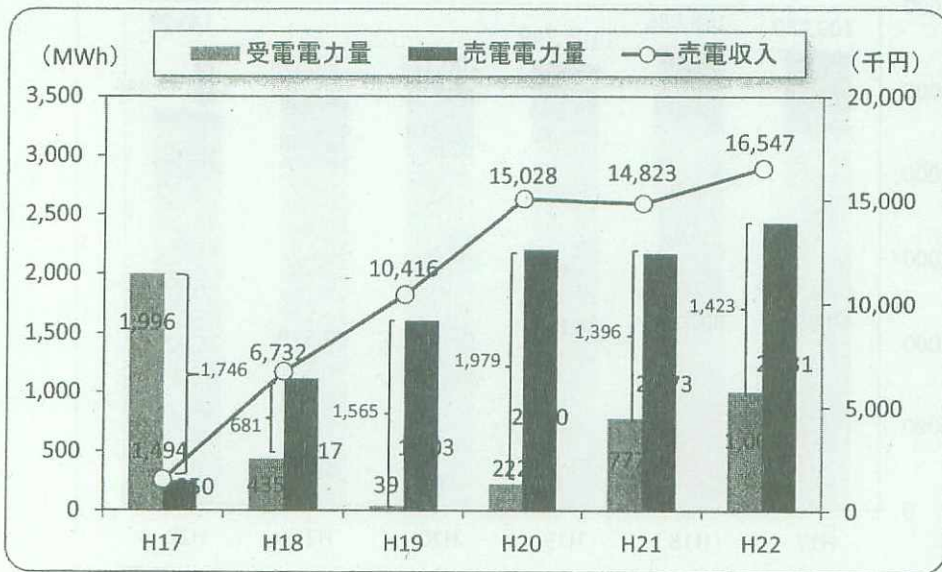


図 3-19 売電電力量及び売電収入の推移 (盛岡市クリーンセンター)

③ 資源化量の推移

本市の資源化量（施設からの搬出量）の推移を表 3-6 及び図 3-20 に示します。

本市の資源化量は、13,000 t 前後で、ほぼ横ばいに推移しています。

表 3-6 資源化量の推移（搬出量）

単位：t/年

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
紙類	4,672	4,643	5,416	4,916	4,776	4,697
びん類	2,177	2,630	2,461	2,306	2,094	2,337
金属類	3,148	2,922	2,635	2,381	2,278	2,153
繊維類	都南地域	9	12	12	10	13
ペットボトル	901	905	853	863	844	842
プラ製容器包装	盛岡・都南地域	-	-	-	12	495
紙製容器包装	盛岡・都南地域	-	-	-	6	66
スラグ・メタル	都南地域	1,554	1,740	1,931	2,067	1,881
堆肥製品	都南地域	232	231	232	224	222
その他	90	100	102	103	113	103
合計	12,783	13,183	13,642	12,870	12,239	12,704

注) 1. 表中の「その他」とは、白色トレイ、タイヤ（不法投棄）、乾電池、蛍光灯

注) 2. プラ製・紙製容器包装は、平成 21 年 4 月から平成 22 年 7 月までモデル地区で実施、平成 22 年 8 月から盛岡地域、都南地域の全域で実施

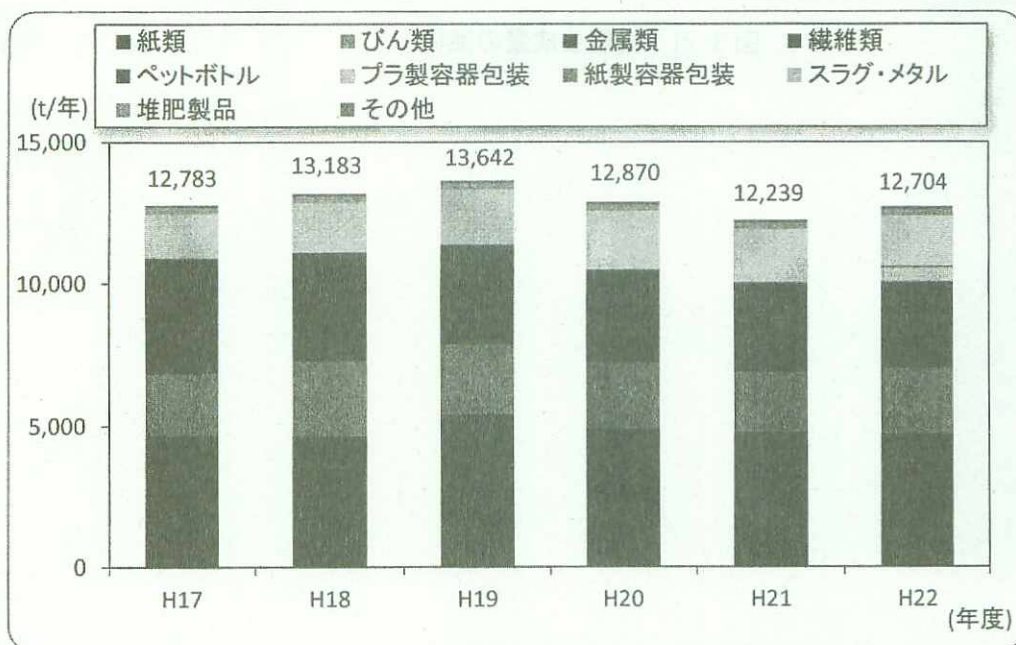


図 3-20 資源化量の推移（搬出量）

本市の資源化量のうち、都南地域から排出された生ごみの量と生成した堆肥の推移を図3-21に示します。

都南地域では、盛岡・紫波地区環境施設組合のリサイクルコンポストセンターにおいて生ごみを堆肥化し、生成した堆肥を市民へ販売しています。平成22年度は、生ごみ2,064tから232tの堆肥を生成しています。

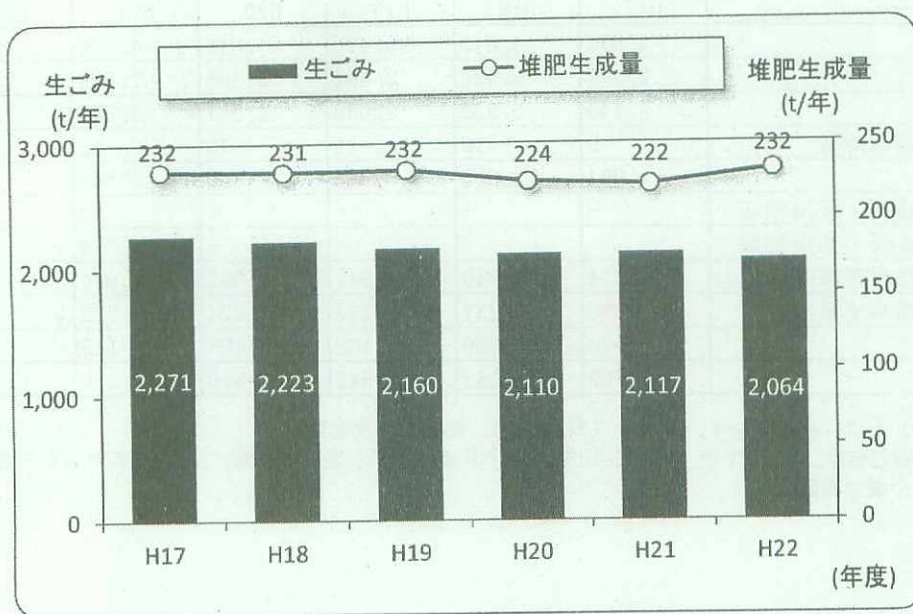


図3-21 堆肥生成量の推移

④ 最終処分量の推移

本市の最終処分量の地域ごとの推移を図3-22に、種類ごとの推移を図3-23に示します。

本市は、焼却処理に伴い発生する焼却残渣、不燃・粗大ごみや資源化処理後の不燃物などを埋立処分により最終処分しています。

最終処分量は減少傾向にあり、平成22年度は13,587t（平成17年度比25%減）となっています。平成22年度最終処分量の内訳をみると、焼却残渣が82%、不燃物が18%となっています。

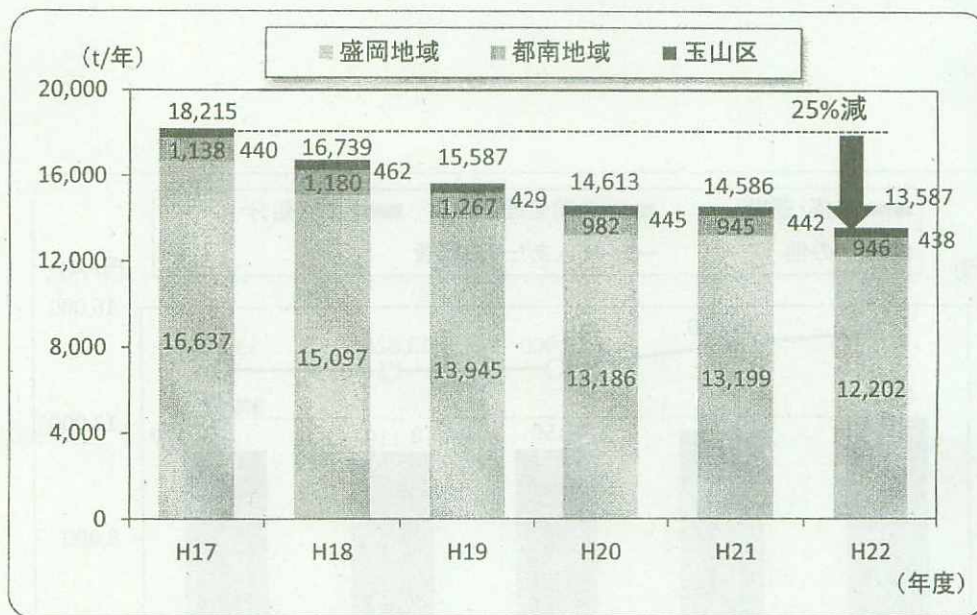


図3-22 最終処分量の推移 (地域ごと)

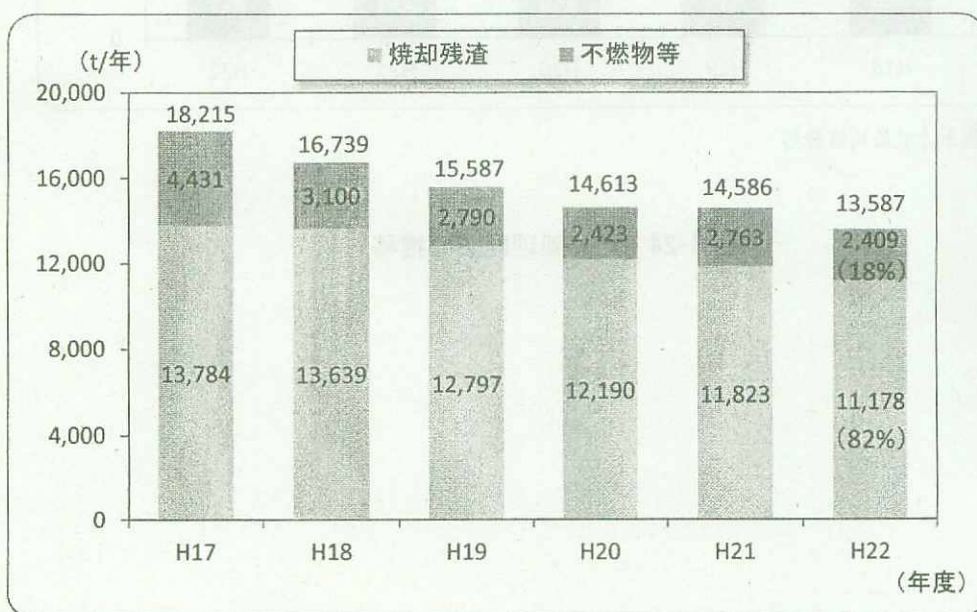


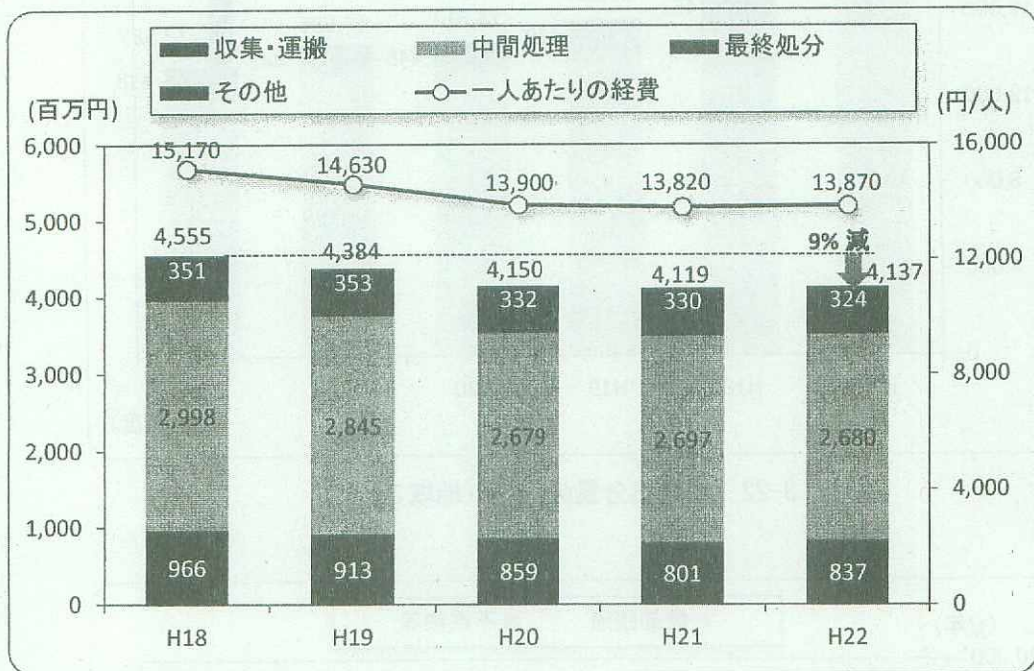
図3-23 最終処分量の推移 (種類ごと)

(10) ごみ処理経費の推移

平成18年度から平成22年度までのごみ処理経費（減価償却費含む）の推移を図3-24に示します。

平成22年度のごみ処理経費は約41億円で、市民一人あたりの経費に換算すると13,870円になります。ごみ処理経費は、収集運搬の民間委託の拡大や施設の減価償却費の減などにより減少傾向にあり、平成18年度から約9%減少しています。

一方で施設の老朽化に伴う修繕費が継続的に生じている状況にあります。



注) その他とは減量対策費等

図3-24 ごみ処理経費の推移

(11) 温室効果ガスの排出量

盛岡地域の家庭ごみの収集運搬、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターでのごみ処理に伴う温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算量）を表 3-7 に示します。

平成 22 年度は、収集・運搬により 47 t、盛岡市クリーンセンターでの焼却処理等により 26,424 t、盛岡市リサイクルセンターでの中間処理・最終処分により 181 t の排出となっています。

盛岡市クリーンセンターは、発電電力の余剰分を売却しており、平成 22 年度は温室効果ガス排出量 783 t の減量に相当する量を売電しています。

表 3-7 温室効果ガスの排出量（平成 22 年度）

項 目	排出量	
	(t/年)	割合
収集運搬	47	0.2%
盛岡市クリーンセンター	25,641	99.1%
焼却処理等	26,088	-
その他（電気・燃料等）	336	-
売電による減量分	-783	-
盛岡市リサイクルセンター	181	0.6%
合計	25,869	100.0%

(12) 現計画の数値目標の検証

現計画の数値目標と実績の推移を図 3-25 及び図 3-26 に示します。

現計画では、平成 28 年度を目標年度として、一人 1 日あたりのごみ排出量を 1,000g、家庭ごみ排出量を 600g（資源集団回収を含まない）、リサイクル率を 25%にするという目標を定めました。

平成 22 年度の一人 1 日あたり排出量の実績は、ごみ排出量が 1,004g、家庭ごみ排出量が 608g となり、ほぼ目標を達成しています。

一方、リサイクル率は微増傾向にあるものの、平成 22 年度実績で目標まで 7.5 ポイントと、目標の達成が難しい状況にあります。市施設への事業系資源の搬入量が大きく減少していること、紙類の排出量が目標とした量を大きく下回っていることが要因として挙げられます。

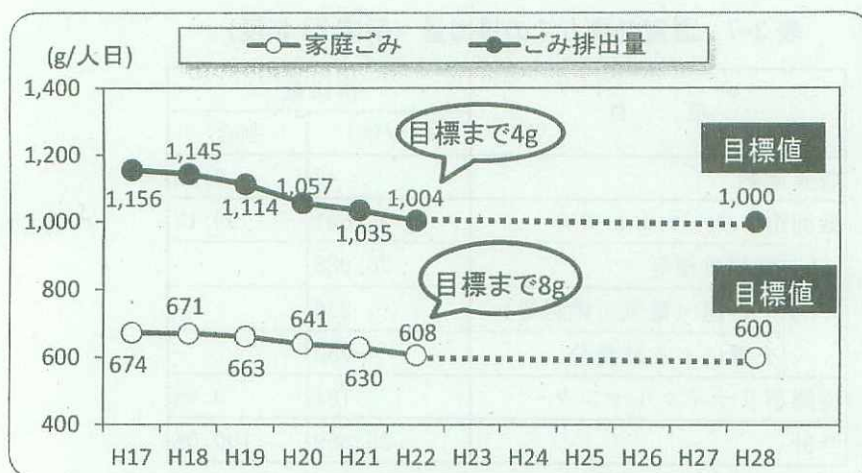


図 3-25 ごみ排出量及び家庭ごみ排出量の状況



図 3-26 リサイクル率の状況

(13) ごみ処理の課題

① ごみの減量化・資源化の課題

a) 家庭ごみの減量化・資源化に関する課題

- ・家庭ごみの排出量は減少傾向にありますが、全国の中核市と一人1日あたり排出量の平均値の減少率を比較すると、本市の減少率が低いため、より効果的な減量対策を講じる必要があります。
- ・市民が実行しやすいごみ減量の方法について広く周知を図る必要があります。
- ・可燃ごみ排出量の約半分を占める生ごみの減量対策を講じる必要があります。
- ・資源となるものを適正な分別区分で排出するよう周知徹底を図る必要があります。
- ・資源集団回収による効率的な資源化を目指し、活動の活性化を図る必要があります。
- ・新たな資源化手法の導入に向けた調査・検討を行う必要があります。

b) 事業系ごみの減量化・資源化に関する課題

- ・事業系ごみの排出量は減少傾向にありますが、全国の類似都市と比較すると、本市はごみ排出量に占める事業系ごみ排出量の割合が高い状況にあることから、事業者自らの責任による適正処理・資源化を推進し、より一層の減量を図る必要があります。
- ・施設に搬入されるごみの内容確認を強化し、適正に排出していない事業者に対しては現状よりさらに踏み込んだ指導を行う必要があります。

② 環境学習・啓発活動に関する課題

- ・ごみの減量・資源化に関する意識の向上を図るため、環境に関する教育やイベントの充実、よりわかりやすい情報の提供を図る必要があります。

③ 収集・運搬に関する課題

- ・家庭ごみの収集・運搬体制の効率化を図り、市民のニーズに応じるとともに経費の削減を図る必要があります。
- ・一般廃棄物収集・運搬業者との連携により、事業系ごみの適正処理の推進を図る必要があります。

④ 中間処理・最終処分に関する課題

- ・施設の老朽化により、施設修繕費の増加や、処理効率の低下等の影響が生じていることから、施設の更新も視野に入れながら、適正な維持管理を継続する必要があります。
- ・環境負荷の少ない効率的な処理を継続して行う必要があります。

⑤ 環境美化に関する課題

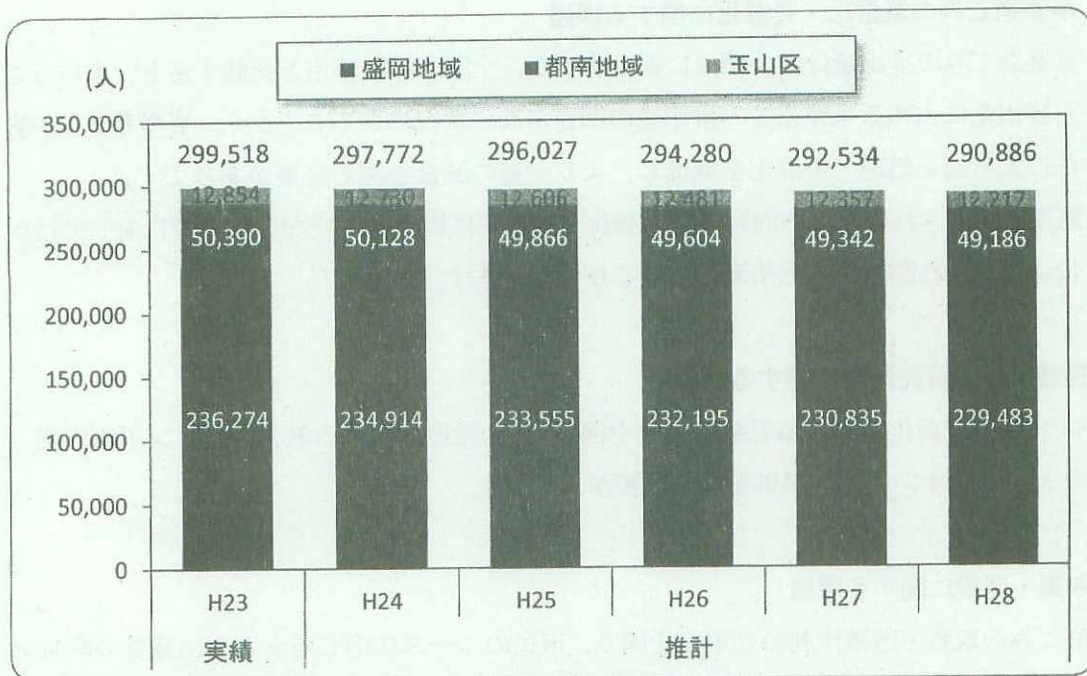
- ・依然として後を絶たない不法投棄への対策を強化する必要があります。

3.2 人口及びごみ総排出量の将来予測

(1) 人口の将来予測

本市の人口の将来予測を図 3-27 に示します。

本計画においては、国勢調査結果を基に、出生率等の要因を勘案した方法で人口の将来予測を行い、平成 28 年度の人口を 290,886 人と予測しています。



注) 平成 17 年国勢調査結果に基づく「盛岡市まちづくり研究所」推計人口を実績にて補正して推計

図 3-27 人口の将来予測

(2) ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

本市のごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）を表 3-8 及び図 3-28 に示します。

平成 17 年度以降のごみ総排出量の推移や人口の将来予測から、現状施策のまま推移した場合の平成 28 年度のごみ総排出量を 113,855 t（平成 22 年度比 3%減）と予測しています。

表 3-8 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

単位：t/年

年度	家庭ごみ			事業系ごみ d	ごみ 排出量 e=a+d	ごみ 総排出量 f=c+d	
	ごみ排出量 a	資源集団回収 b	総排出量 c=a+b				
実績	H17	73,934	7,855	81,789	52,927	134,716	
	H18	73,567	8,122	81,689	51,850	133,539	
	H19	72,659	8,115	80,774	49,468	130,242	
	H20	69,819	8,134	77,953	45,364	123,317	
	H21	68,554	7,689	76,243	44,013	120,256	
	H22	66,171	7,797	73,968	43,118	109,289	117,086
推計	H23	66,544	7,862	74,406	42,721	109,265	117,127
	H24	65,863	7,799	73,662	42,643	108,506	116,305
	H25	65,377	7,754	73,131	42,486	107,863	115,617
	H26	64,920	7,709	72,629	42,359	107,279	114,988
	H27	64,651	7,686	72,337	42,256	106,907	114,593
	H28	64,062	7,623	71,685	42,170	106,232	113,855

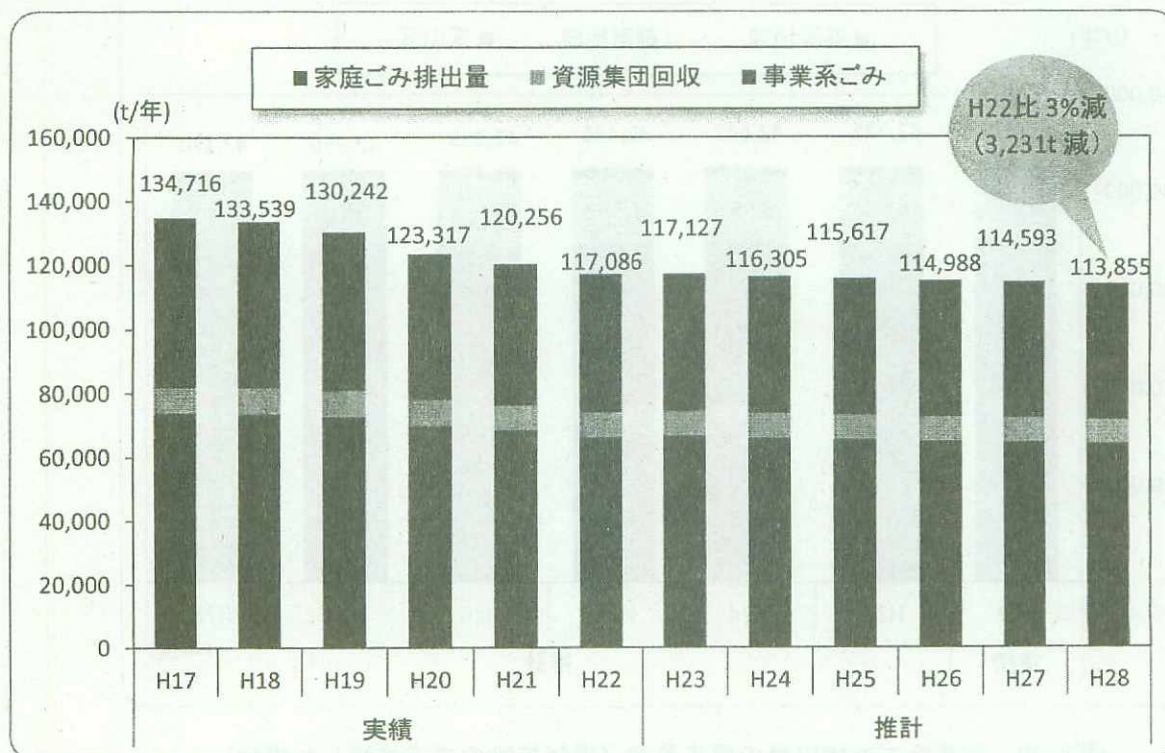


図 3-28 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）



図 3-29 家庭ごみ排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

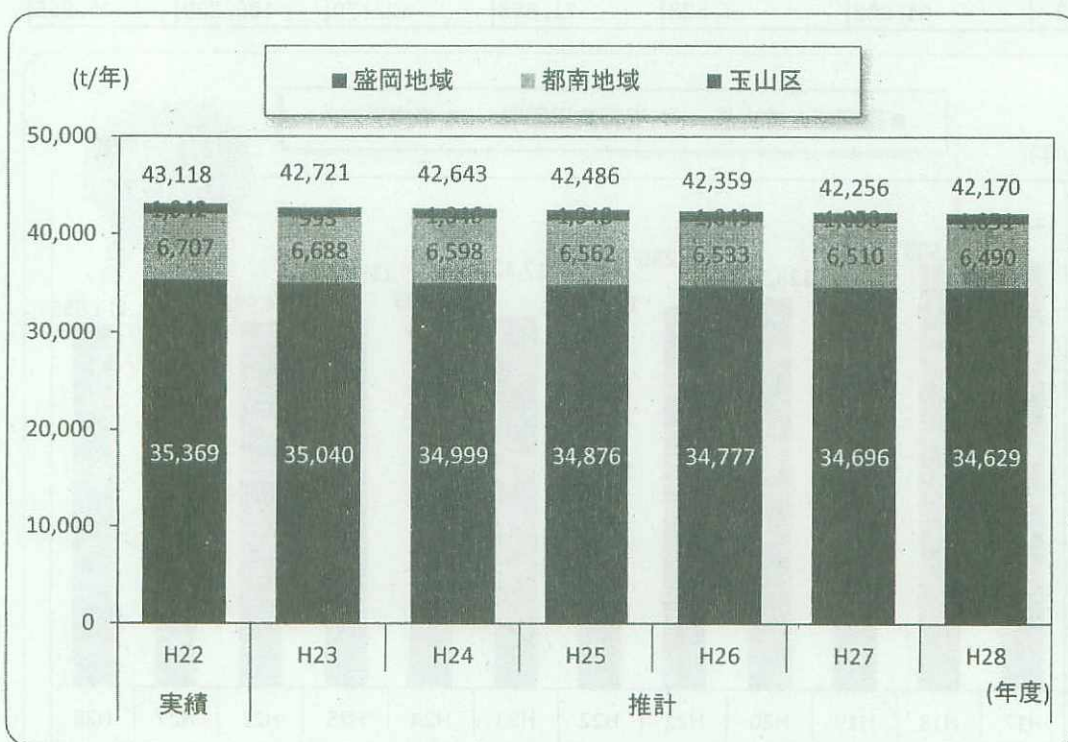


図 3-30 事業系ごみ排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

3.3 ごみ処理基本計画の基本フレーム

(1) 基本理念

基本理念（案） 資源を大切にし地球環境の保全に貢献する

盛岡市一般廃棄物処理基本計画の上位計画であり、本市環境施策のマスタープランに位置づけられている第二次環境基本計画（計画期間：平成 23～32 年度）において、以下の 5 つを目指す環境像に掲げています。

- 1 健康で安全に生活できるまち
- 2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち
- 3 快適で心豊かに暮らせるまち
- 4 資源を大切にし地球環境の保全に貢献するまち
- 5 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち

このことから、本計画においては「資源を大切にし地球環境の保全に貢献する」を基本理念に掲げることとします。

現在の資源の大量消費・大量廃棄型の生活は自然の循環をさえぎり、資源の枯渇や廃棄物問題を引き起こしていることから、市民・事業者・市の協働によりごみの発生・排出抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3 R に取り組むとともに、効率的なごみ処理を推進することにより、「循環型社会」の形成、ひいては地球温暖化を緩和する「低炭素社会」の形成に貢献する必要があります。

次世代に豊かな環境を引き継ぐために、健全な財政運営との両立を図りながら「資源を大切にし地球環境の保全に貢献するまち」の実現を目指します。

(2) 基本方針

基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げます。

方針1 (案) ごみの発生・排出抑制の推進

資源を大切に地球環境の保全に貢献するため、発生するごみの量をできるだけ少なくすることが最も重要です。

市民・事業者・本市がそれぞれの役割を認識して環境に配慮した高い意識のもと行動し、ごみの発生・排出をできる限り減らすまちづくりを目指します。

方針2 (案) リサイクルの推進

資源を大切に地球環境の保全に貢献するため、限られた資源を効率的かつ循環的に利用するリサイクルの推進を図ります。

市民・事業者・本市がそれぞれの責務を果たし、また相互が連携して行動し、資源を有効に活用するまちづくりを目指します。

方針3 (案) 環境負荷の少ない効率的なごみ処理事業の推進

資源を大切に地球環境の保全に貢献するため、リサイクルをしてもなお残る廃棄物の効率的な処理の推進を図ります。

ごみ処理には、多くのエネルギーを必要とするだけでなく、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめ、環境に負荷を与える物質が発生することから、環境負荷をできる限り軽減する処理体制を築くとともに、安全で安定した廃棄物の最終処分を目指します。

(3) 市民・事業者・本市の役割

ごみの減量化、資源化の推進にあたっては、市民・事業者・本市の協働が不可欠であることから、各主体は、それぞれが担う役割を自覚し、現在の取り組みをさらに進めることにより、「循環型社会」、「低炭素社会」の実現を目指す必要があります。

① 市民の役割

市民は、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ち、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努め、また、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図るとともに、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行います。

② 事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において環境に配慮した取り組みを実践します。具体的に、環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努めます。また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行います。

③ 本市の役割

本市は、市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3Rを推進するとともに、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。

また、やむを得ず発生するごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減を目指し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを構築します。

(4) 数値目標

① 数値目標

基本方針に基づく各種施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、平成 22 年度実績に対する計画目標年度（平成 28 年度）の数値目標を、全体目標と 2 つの個別目標により設定します。

■全体目標

ごみ総排出量を 18% (20,997t) 削減します

- ・家庭ごみ(資源を除く)の排出量を 20% 削減します
- ・事業系ごみ排出量を 30% 削減します

平成 22 年度のごみの総排出量は、平成 17 年度に比べて約 13% 削減していますが、本計画においては目標を高め、平成 28 年度までにさらに 18% 削減する全体目標を掲げます。

全体目標の達成に向けて、市民・事業者・市の協働により個別目標の達成を図ります。

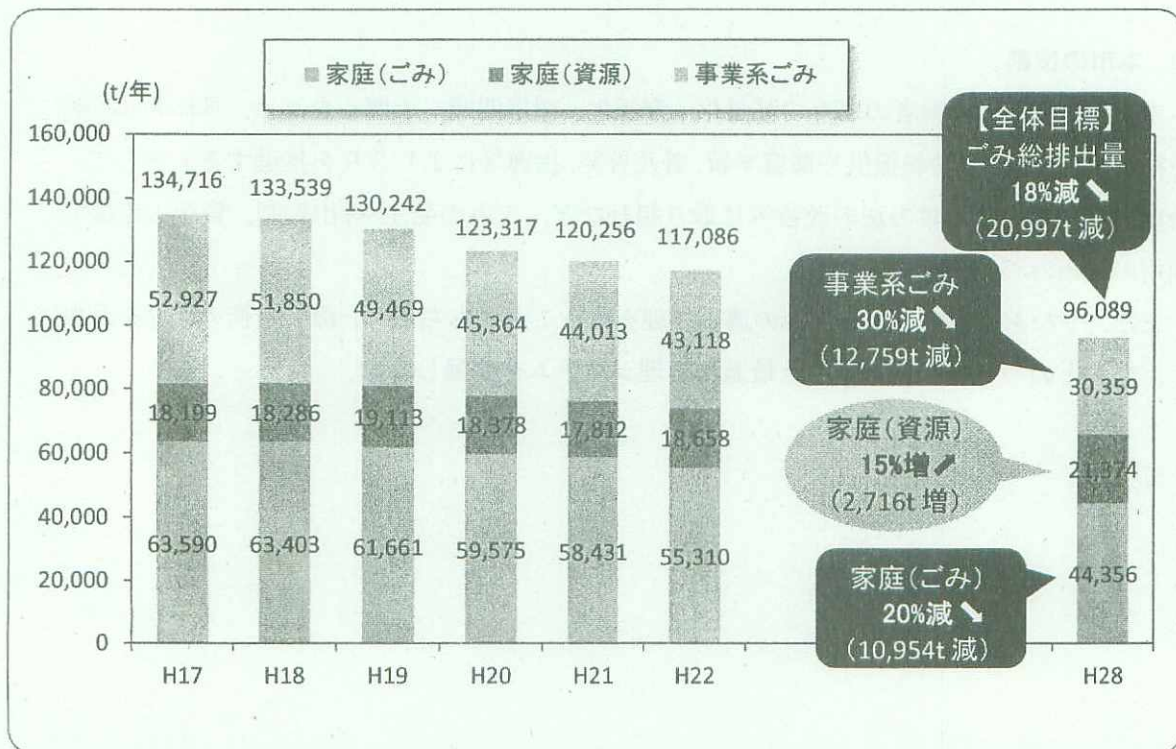


図 3-31 全体目標

■個別目標1：家庭ごみの目標

家庭ごみ(資源を除く)の排出量を 20% (10,954t) 減らすために
「ごみ」の排出量を 一人1日あたり 90g 減らします

平成22年度の「ごみ」の排出量(資源を除く)は、平成17年度に比べて約13%削減していますが、本計画においては、平成28年度までにさらに20%削減する高い目標を掲げます。これは市民一人ひとりが、「ごみ」(資源を除く)の1日あたりの排出量を、分別の徹底による減量分を含めて90g減らすことにより達成できるものです。

なお、本計画においては、資源化に対する市民の取組みの成果を随時把握・評価するための指標として「資源率⁴」を設けています。

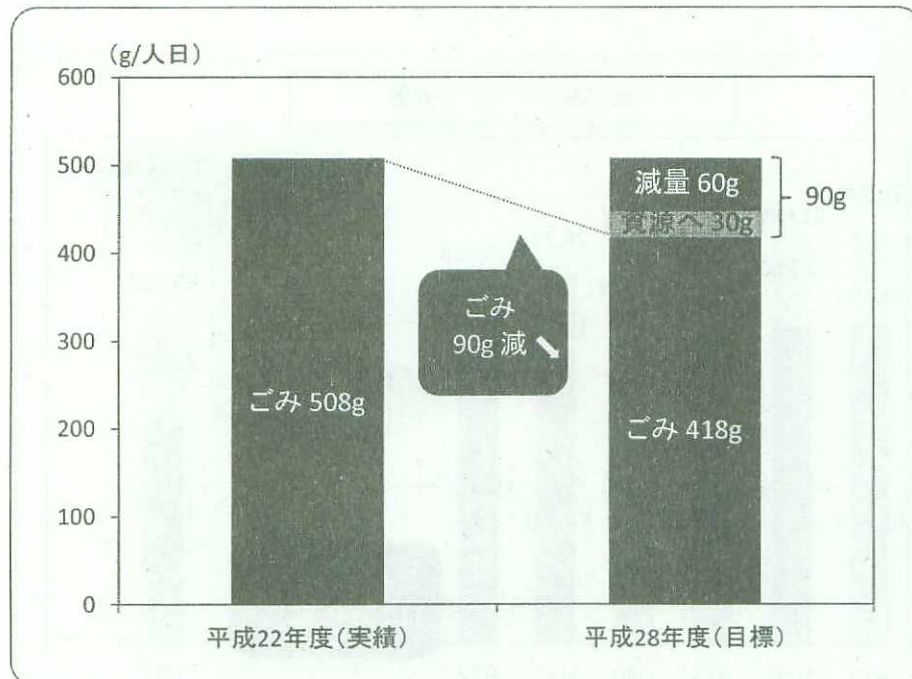


図3-32 家庭ごみ(資源を除く)の減量目標(一人1日あたり排出量)

⁴ 資源率 = (行政回収資源量 + 資源集団回収量) / 家庭ごみ総排出量

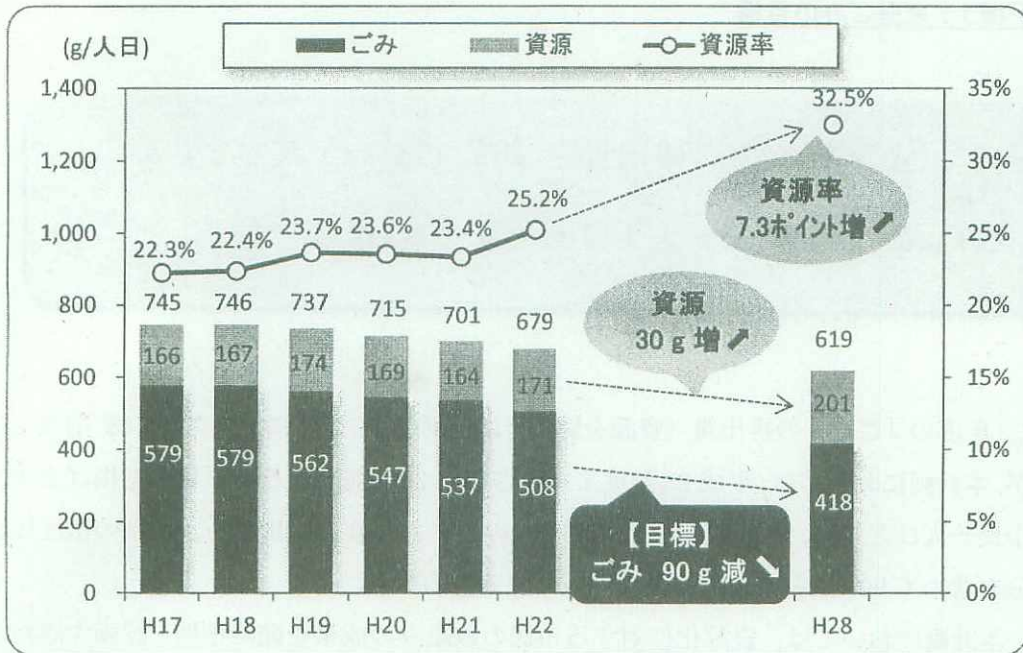


図 3-33 一人1日あたりの数値目標

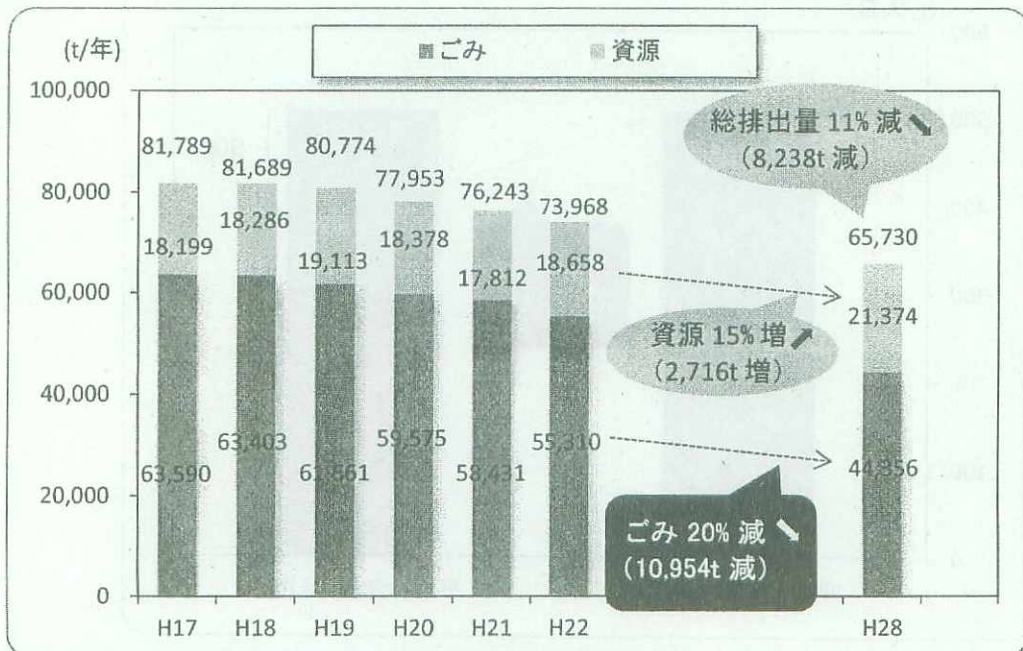
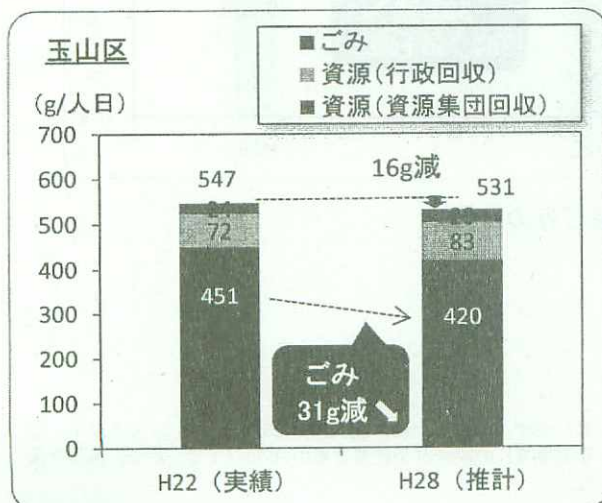
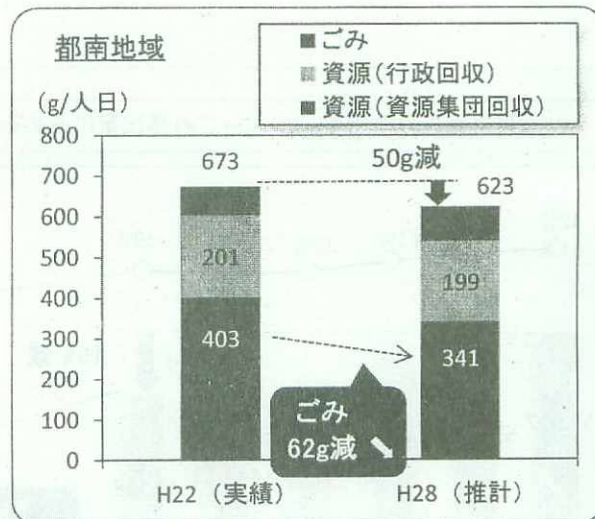
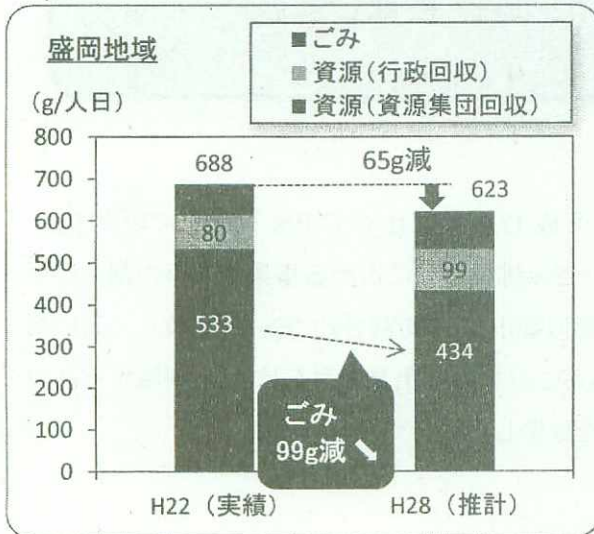


図 3-34 家庭ごみの総排出量

【参考】

「個別目標1」の達成に向けた一人1日あたり排出量の数値目標を、盛岡地域・都南地域・玉山区ごとに示します。



■個別目標2：事業系ごみの目標

事業系ごみ排出量を 30% (12,759 t) 削減します

平成 22 年度の「事業系ごみ」の排出量は、平成 17 年度に比べて 19% 削減しています。

しかし、家庭ごみ・事業系ごみを合わせた「ごみ排出量」に占める事業系ごみの割合は平成 22 年度実績で 39% となっており、全国の類似都市⁵の平均割合約 35% と比較し、高い割合となっています。本計画においては、「事業系ごみ」の排出量をさらに 30% 削減する高い目標を掲げ、全国の類似都市と同水準の割合を目指します。

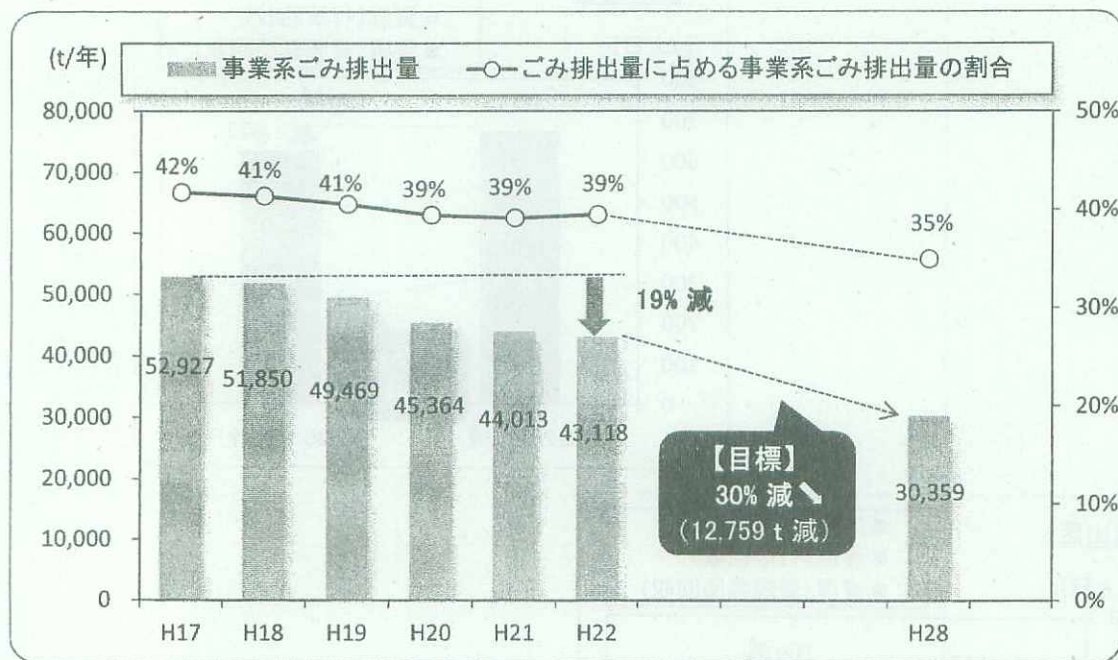


図 3-35 事業系ごみの目標

⁵ 類似都市とは、人口や産業別就業者数の規模が類似している都市を言います。本計画では、①人口が 25 万人以上 35 万人以下、②産業別就業者数のうち、第二次産業（建設業等）と第三次産業（卸・小売業等）の割合が全就業者数の 95% 以上で、かつ、第三次産業のみで 65% 以上の都市の 12 市を本市の類似都市として選定しました。

～本計画における数値目標～

1 家庭ごみの目標

現計画における数値目標は、資源集団回収量を含まない量（家庭ごみ排出量）により設定しましたが、本計画においては、資源集団回収の成果が反映されるよう、資源集団回収量を含めた量（家庭ごみ総排出量）により設定しています。

本計画の数値目標を資源集団回収量を含まない量（家庭ごみ排出量）で表すと、「目標達成時の量：533g/人日」となり、現計画の「目標値：600g/人日」を「67g/人日」上回る数値目標となります。

本市の一人1日あたりの家庭ごみ排出量は、中核市⁶41市の平均排出量に近い現状にありますが、本計画の数値目標を達成することにより、中核市の上位に位置することになります。

2 事業系ごみの目標

現計画においては、事業系ごみの削減目標を、「市民一人1日あたりの排出量」を指標に設定しましたが、本計画においては、事業者の減量に向けた取組みが直接成果に反映されるよう「平成22年度の排出量実績に対する削減割合」を指標とする数値目標に改めました。

なお、本計画の数値目標は「ごみ排出量」に占める事業系ごみの割合を、全国の類似都市の平均割合と同水準の35%まで削減することを目指したものです。

3 資源化に関する目標

現計画においては「中間処理後の資源化量」を用いた「リサイクル率」を指標とした数値目標を設定しましたが、この指標は家庭ごみ・事業系ごみ別の実績把握がしにくいこと、市民の取組みと直接関連しない「施設での中間処理に伴い発生する資源の量」が含まれること等から、本計画においては資源化に対する市民の取組み成果を直接的に把握・評価するため、家庭ごみのみを対象とし、「資源の排出量」を用いた「資源率」を指標として設定しています。

なお事業系ごみは、ごみの区分を問わず自己処理責任を推進する観点から、本計画においては資源化に関する目標を定めません。

⁶ 中核市とは、政令により指定される人口30万人以上の比較的大きな都市をいい、平成23年度現在、41市が中核市になっています。なお、盛岡市は平成20年4月1日に中核市に移行しました。

② ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）

家庭ごみ及び事業系ごみに関する数値目標を達成した時のごみの総排出量の推移を表 3-9 及び図 3-36 に、家庭ごみと事業系ごみの地域ごとの内訳を図 3-37 及び図 3-38 に示します。

また、目標年度における焼却処理量、資源化量、最終処分量、盛岡地域の温室効果ガス量（焼却に伴う発生量のみ）の見込量を図 3-39 に示します。

表 3-9 ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）

単位：t/年

年度	家庭ごみ			事業系ごみ d	ごみ 排出量 e=a+d	ごみ 総排出量 f=c+d	
	ごみ排出量 a	資源集団回収 b	総排出量 c=a+b				
実績	H17	73,934	7,855	81,789	52,927	126,861	134,716
	H18	73,567	8,122	81,689	51,850	125,417	133,539
	H19	72,659	8,115	80,774	49,468	122,127	130,242
	H20	69,819	8,134	77,953	45,364	115,183	123,317
	H21	68,554	7,689	76,243	44,013	112,567	120,256
	H22	66,171	7,797	73,968	43,118	109,289	117,086
推計	H23	66,544	7,862	74,406	42,721	109,265	117,127
	H24	64,376	8,097	72,473	40,249	104,625	112,722
	H25	62,407	8,355	70,762	37,775	100,182	108,537
	H26	60,441	8,615	69,056	35,305	95,746	104,361
	H27	58,670	8,889	67,559	32,831	91,501	100,390
	H28	56,618	9,112	65,730	30,359	86,977	96,089

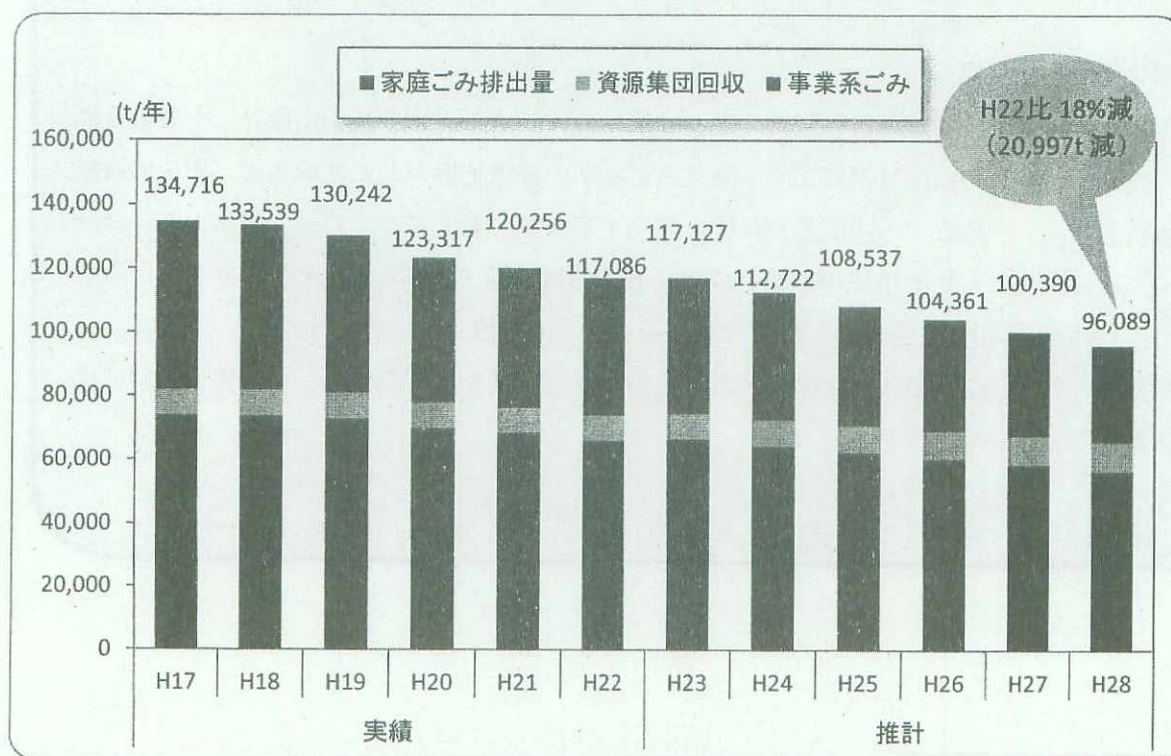


図 3-36 ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）

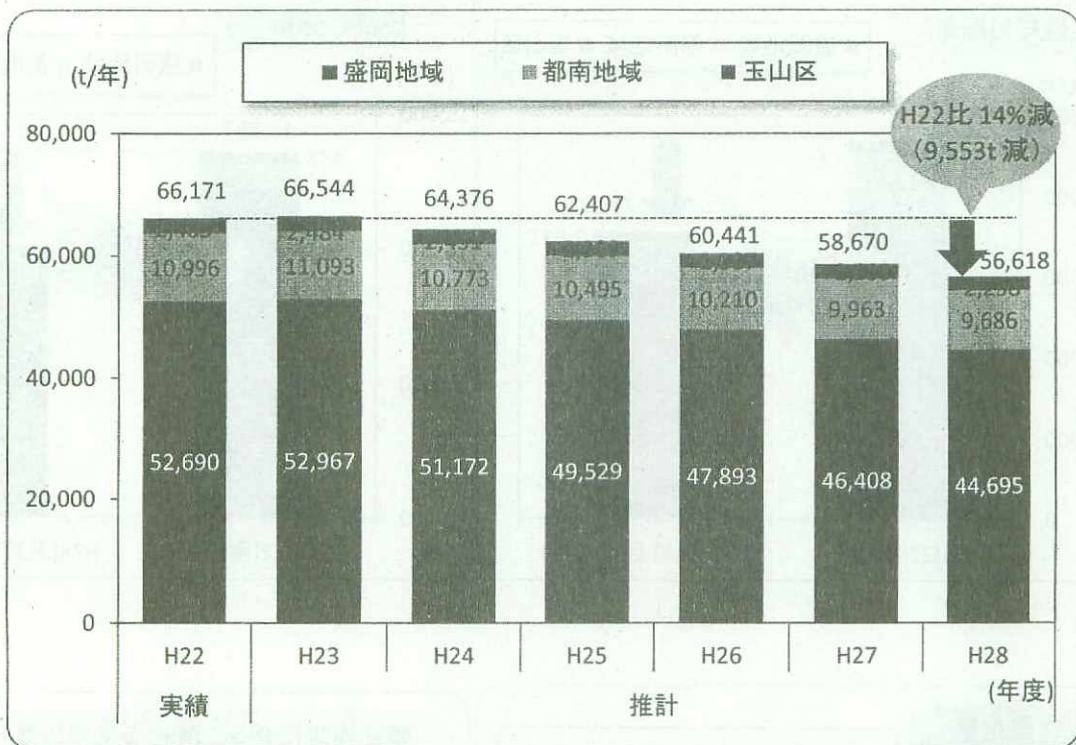
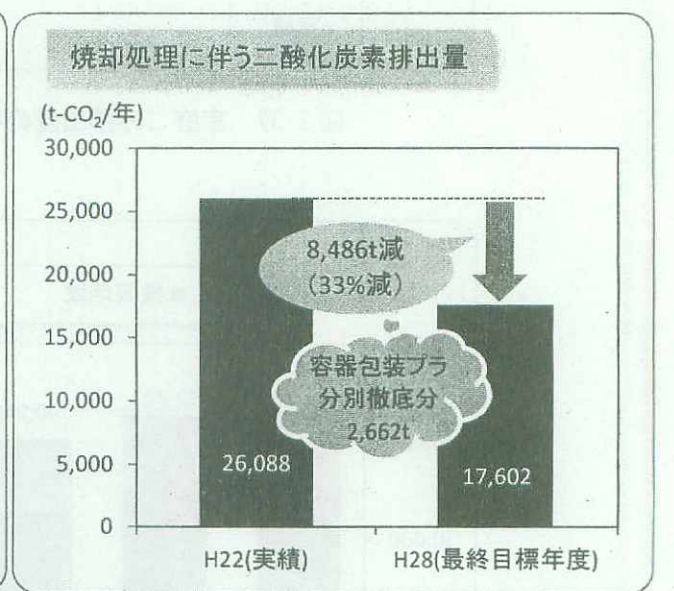
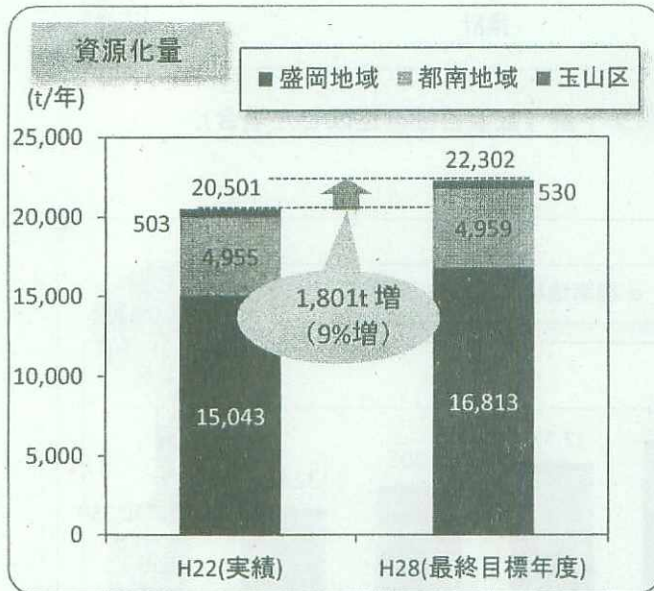


図 3-37 家庭ごみ排出量の将来予測 (数値目標を達成した場合)



図 3-38 事業系ごみ排出量の将来予測 (数値目標を達成した場合)



注) 資源化量とは、市・組合による資源化量と資源集団回収量の合計

注) 盛岡地域の温室効果ガス量 (焼却に伴う発生量のみ)

図 3-39 目標年度における焼却処理量・資源化量・最終処分量・温室効果ガス量の見込量

3.4 個別計画

(1) 市民・事業者・行政の協働による3Rへの取組みの推進

① 市民によるごみの発生・排出抑制及び資源化のための施策

(施策一覧)

- a) ごみの発生・排出抑制、再使用の推進に向けたライフスタイルの提案
- b) 生ごみの減量の促進
- c) 資源となるものの分別の徹底
- d) 資源集団回収の推進

a) ごみの発生・排出抑制、再使用の推進に向けたライフスタイルの提案

持続可能な社会の実現に向けては、市民1人ひとりが環境に配慮した意識を持つことが必要です。

ごみの発生を抑制するために、「もったいない」という気持ちを大切にされたライフスタイルの定着を目指し、マイバッグの利用促進、リサイクルショップの活用や再生品利用の促進等、各種啓発に取り組めます。

b) 生ごみの減量の促進

家庭から排出されるごみの多くを生ごみが占めており、家庭ごみの減量を図るためには、生ごみ対策が極めて効果的であることから、次の施策を展開し減量を図ります。

- ◇ イベント等の機会を通じて、食材をできるだけ残さない環境に優しい調理方法（エコレシピ）を紹介します。
- ◇ 生ごみの水切りによる効果（腐敗や悪臭の抑制、収集・運搬や焼却処理に係る温室効果ガスの排出量や経費の削減、集積場所の清潔保持等）や、具体的な方法を示しながらの啓発を行い、家庭での取組みを促します。
- ◇ 手軽に取り組める生ごみ処理機器の情報を収集し、市民モニター等による調査・研究を行います。また、機器の購入費用助成制度の検討を行います。
- ◇ 現在、盛岡地域2箇所（東安庭地区及び仙北西地区）で実施している「地域循環型生ごみ処理モデル事業」を継続するとともに、その効果を検証しながら設置箇所の拡大に向けた検討を行います。

c) 資源となるものの分別の徹底

持続可能な社会の実現に向け、最優先に取り組むべき事項は「ごみの発生・排出抑制」ですが、やむを得ず排出されるものは、可能な限り「資源化」に努める必要があります。

このため、資源化できるものを正しい分別区分で排出できるよう、よりわかりやすい周知・啓発を行なうとともに、町内会、自治会等ごとに置く「盛岡市きれいなまち推進員」と連携し、集積場所における立会い指導等を継続して行います。

また、市が回収する資源に限らず、製造・販売業者等が回収する資源の情報を積極的に提供し、市民の協力を促します。

d) 資源集団回収の推進

本市は平成4年度から資源集団回収事業を実施し、町内会、子供会、その他市民団体に報奨金を交付して資源化の推進に取り組んでいます。また、リサイクルの必要性や、資源回収の方法等について記載した小冊子を、資源集団回収を実施する団体等に配布し、活動の促進に努めています。

資源集団回収は、資源化に対する意識の向上、環境学習や地域交流の場として有効であることから、実施団体及び資源回収業者に対する支援の充実を図り、引き続き活動の推進を図ります。

- ◇ 繊維類の資源化ルートの確立を図るとともに、実施団体に対し協力を呼びかけます。
- ◇ 資源回収業者と連携し、回収品目の拡充に向けた検討を行います。
- ◇ 町内会、自治会等ごとに置く「盛岡市きれいなまち推進員」と連携し、資源集団回収活動の活性化を図ります。
- ◇ 資源集団回収に関する優良な取り組み事例は、積極的に情報を公開し、活動団体の活性化を図ります。

② 事業者によるごみの発生・排出抑制及び資源化のための施策

(施策一覧)

- a) 適正処理の徹底による減量化・資源化の推進
- b) 事業系一般廃棄物多量排出事業者に対する指導等の強化
- c) 市の処理施設における受入の制限
- d) 資源回収システムの提案
- e) 事業者と連携した家庭ごみ減量施策の展開
- f) 事業者による自主的な取組みの促進

a) 適正処理の徹底による減量化・資源化の推進

事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分され、それぞれ自らの責任において適正に処理することが法律で義務づけられています。

適正排出・適正処理を実現するためには、事業者が産業廃棄物も含めた総合的な処理方法を熟知する必要があることから、市の処理施設に搬入される事業系ごみの内容検査を強化し、適正な処理を行っていない事業者に対しては、直接指導を行います。

また、一般廃棄物収集・運搬業者の協力を得るなどして、事業者に対し適正な排出区分の周知を図るとともに、排出区分ごとの適正な処理方法の指導を行います。

資源化が可能なものは、民間の処理業者によるリサイクル処理を行うよう自主的な取組みを促します。

b) 事業系一般廃棄物多量排出事業者に対する指導等の強化

事業系ごみの減量対策として、平成7年度から一定規模以上の事業所や大規模小売店舗等に対して、「事業系一般廃棄物減量等計画書の提出」と、「事業系一般廃棄物管理責任者の選任」を条例で義務付け、必要な指導及び助言を行っていますが、対象とする事業所等の基準を見直すとともに、計画書の内容の精査、立入検査による指導・助言を強化し、ごみの減量化・資源化に関する取組みの徹底を図ります。

また、提出された計画書の集計結果や立入検査結果の公表を行うことにより、排出抑制、資源化に対する意識の定着を図ります。

c) 市の処理施設における受入の制限

適正な区分で分別されていない事業系ごみは、市の処理施設での受入を制限します。

また、事業所から排出される資源化可能な古紙は、市の焼却施設における受入制限の検討を進めるとともに、資源化ルートへの誘導を図ります。

d) 資源回収システムの提案

資源化できるものが安易にごみとして排出されないよう、資源回収業者等との協働により効率的な回収システムの提案を行い、小規模事業者等の資源化への取組みを促します。

また、事業者が自主的に取り組む優良な事例は、ホームページ等を通じて積極的に紹介します。

e) 事業者と連携した家庭ごみ減量施策の展開

平成9年度からごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定し、小売店の取組みを推進していますが、この制度を継続し、事業者と市の連携による家庭ごみの減量・資源化を図ります。

また、平成19年度から、買い物客のマイバッグ持参を推進し、レジ袋の使用量削減運動に積極的に取り組んでいる小売店を「レジ袋使用量削減協力店」として認定し、小売店の取組みを推進していますが、協力店の拡大に努め、ごみの減量や市民の環境保全に対する意識の高揚を図ります。レジ袋有料化のあり方は、事業者団体、市民団体等との意見交換の場を設けながら、広域的な取組みを図ります。

f) 事業者による自主的な取組みの促進

製造・販売事業者によるびん・缶・ペットボトル等の自主回収を促し、事業者自らによる効率的な資源化を推進します。

また、ごみの減量化・資源化に自主的に取り組み、成果を挙げている優良事業者を紹介するなど、事業者の意識の継続や向上の促進を図ります。

③ 市によるごみの発生・排出抑制及び資源化のための施策

(施策一覧)

- a) 分かりやすい情報の提供
- b) 産業廃棄物排出事業者に対する情報の提供
- c) 新たな分別・資源化の実施の検討
- d) 清掃事業のコスト分析の実施
- e) PDCAサイクルによる計画の管理
- f) ごみ処理有料化の調査・研究
- g) ごみの処分手数料の見直し
- h) 市の率先実行の推進
- i) 国等の関係機関への働きかけ

a) 分かりやすい情報の提供

ごみの減量や資源化を促進することの意義や取り組むべきこと、ごみの処理に係る経費、ごみ処理に伴い生じる温室効果ガスに関する情報などを分かりやすいかたちで提供し、市民や事業者による具体的な行動を促します。

また、ごみの分け方・出し方は、市民や事業者十分に理解いただくことが重要であることから、盛岡地域及び都南地域では「ごみ分別辞典」、玉山区では「ごみの分け方・出し方」を全世帯に配布します。また、事業者用として「事業系ごみの分け方・出し方」を配布していますが、これらをより分かりやすいかたちに更新するとともに、関連する冊子やリーフレットの更なる充実を図ります。

また、市のごみ減量・リサイクルシンボルキャラクター「めぐるちゃん」を活用した全世帯回覧ちらし「めぐるちゃん便り」の発行を継続し、ごみ減量やリサイクルの実践方法等の情報を市民に提供します。

b) 産業廃棄物排出事業者に対する情報の提供

岩手県及び盛岡市主催で開催している「産業廃棄物排出事業者等説明会」において、一般廃棄物に関する情報を事業者提供し、適正処理の推進を図ります。

c) 新たな分別・資源化の実施の検討

新たな分別・資源化の実施は、必要経費等とのバランスを考慮しながら、また民間施設の活用も視野に入れ、環境負荷の軽減のために最適な手法を検討します。

- ◇ 小型家電や希少金属（レアメタル）含有製品の回収方法を検討し、より効率的な方法による資源化処理を行います。
- ◇ 剪定枝・廃食用油・プラスチック製品等に対し、費用対効果及び効率性の観点から、民間施設の活用も視野に入れた処理方法を検討します。
- ◇ 玉山区におけるプラスチック製容器包装・紙製容器包装の分別は、排出状況や費用対効果等を分析し、一部事務組合及び構成町と導入に向けた検討を行います。
- ◇ 生ごみの分別収集を行っていない盛岡地域、玉山区においては、焼却処理施設への影響、費用対効果等を踏まえ、生ごみの効率的な処理方法の調査・研究を行います。

d) 清掃事業のコスト分析の実施

盛岡市における清掃事業のさらなる効率化を目指すため、部門ごとの費用分析を実施し、効率性の検証や今後検討する施策の立案などにつなげます。

e) PDCAサイクルによる計画の管理

本計画の策定（Plan）後、各種施策を実施（Do）し、毎年達成状況などの確認（Check）を行います。本計画は5年ごともしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は随時見直しを実施（Act）します。

本計画の進行管理は、年度ごとに策定する「盛岡市一般廃棄物処理実施計画」において、本計画の基本方針に基づいて実施する施策の状況や数値目標の達成状況を把握することにより行います。

また、施策の実施状況等は、ホームページなどを通じて市民に公表します。

f) ごみ処理有料化の調査・研究

家庭ごみの有料化は、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成19年6月・環境省）」において、市町村が取り組むごみの減量化対策として効果的である旨が述べられており、平成23年10月現在、全国808市区のうち434市（53.7%）で有料化を実施しています。

本市は、有料化をごみの排出抑制や排出量に応じた処理経費の負担の公平化などの課題を解決できる有効な手段の一つと捉えています。これまでのごみ減量に向けた様々な施策の実施等により減量が進んでいる状況にあることから、当面は、有料化によらず、ごみの分別の徹底やリサイクルを推進する取組みを継続します。

なお、ごみ処理経費の負担のあり方については、今後ごみの排出状況や社会的状況を見据えながら、慎重に調査・研究していきます。

g) ごみの処分手数料の見直し

事業系ごみの排出抑制を促すため、市の処理施設に搬入される廃棄物の処分手数料に対しては、事業系ごみの排出状況及び近隣市町村等の手数料の状況、ごみ処理原価との乖離に注視し、適宜見直しを行います。

また、市の処理施設においては、全ての処理施設で処分手数料を同額としていますが、事業系ごみの分別を推進する観点から、搬入区分ごとに処分手数料を定めることについて併せて検討を行います。

h) 市の率先実行の推進

市は、事業者の取組みを先導していくためにも、排出事業者としての模範となるよう、「盛岡市環境基本計画（第二次）」に位置づけた「市の率先実行の推進」などを踏まえ、ごみの発生・排出抑制、適正排出の徹底、資源化などへの取組みを推進します。

i) 国等の関係機関への働きかけ

循環型社会の実現に向け、分かりやすい法の整備や改正に対し、市民の視点に立ち、他都市と連携して国等の関係機関への働きかけを行います。

(2) 啓発活動・環境学習の拡充

(施策一覧)

- a) 市民及び事業者のリサイクル活動拠点の設置
- b) 環境学習の場の整備
- c) 子どもに対する環境学習の拡充
- d) 施設見学の推進
- e) 3R 推進イベントの開催

a) 市民及び事業者のリサイクル活動拠点の設置

子どもから大人まで、楽しみながら環境に対する意識を高め、21世紀に生きる子孫に美しく健康な地球と暮らしを引き継ぐこと目指し、環境学習や市民のリサイクル活動の拠点となる新たな施設の設置に係る計画策定を行います。

併せて、地域の企業等と連携・協働した施設の設置に係る計画策定を行います。

b) 環境学習の場の整備

旧盛岡競馬場跡地に、ごみ問題のみならず環境問題を考え、学習できる場を整備します。整備は地元からの要望を踏まえて策定した整備計画に基づいて行い、平成26年度の供用開始を目指します。

c) 子どもに対する環境学習の拡充

次世代を担う子どもたちの環境に対する意識を高めることは特に重要であることから、分かりやすい環境学習用の教材を作成・提供し、継続的な環境学習の充実を図ります。

また、関係機関と協議を行い、体験しながら学習できる教材の導入を目指します。

d) 施設見学の推進

ごみ処理の現状を理解し、ごみの減量・分別に対する市民の意識を高めるために、清掃関連施設の見学を積極的に受け入れます。

e) 3R 推進イベントの開催

継続的に開催している市民参加型イベントの内容を充実し、3Rの推進を図ります。

(3) 適正なごみ処理・処分の実施

① 収集・運搬計画

(施策一覧)

- a) 家庭ごみ収集・運搬の効率化
- b) 家庭ごみ収集・運搬業務の委託における評価制度の導入
- c) 家庭ごみ集積場所等の設置や維持管理に対する支援
- d) 高齢者や体の不自由な人に対するごみ排出の支援
- e) 安全で安心な収集・運搬事業の実施
- f) 小規模事業者が排出するごみの収集方法の検討
- g) 一般廃棄物収集・運搬業の許可のあり方
- h) 一般廃棄物収集・運搬業許可業者に対する指導の強化
- i) 一般廃棄物収集・運搬業許可業者との意見交換会の実施

a) 家庭ごみ収集・運搬の効率化

家庭ごみ収集・運搬業務の民間委託の更なる推進を図るとともに、収集・運搬の合理化、効率化等を達成する方法を調査・研究し、経費及び温室効果ガス発生量を削減する収集・運搬体制を構築します。また、収集区域を数ブロックに編成し、ブロック単位でのごみの排出量等を比較・検証し、地域に応じたごみの減量・資源化対策につなげます。併せて、ごみの区分ごとの収集回数等の見直しを行います。

また、市収集車の更新の際は、経済性等も考慮し、環境にやさしい低公害自動車の導入を図ります。

b) 家庭ごみ収集・運搬業務の委託における評価制度の導入

家庭ごみ収集・運搬業務の民間委託に係る入札参加業者の選定にあたっては、一般廃棄物収集・運搬業許可業者の業務実績や財務状況を確認・評価した上で指名する方式を導入し、より安全で確実な収集・運搬体制を構築し市民サービスの向上を図ります。

c) 家庭ごみ集積場所等の設置や維持管理に対する支援

町内会や自治会等が行う家庭ごみ集積場所の設置及び維持管理にかかる費用の補助金の交付による支援を行います。また、町内会、自治会等ごとに置く「盛岡市きれいなまち推進員」による集積場所の指定に係る連絡調整や管理の指導等を継続して行います。

d) 高齢者や体の不自由な人に対するごみ排出の支援

高齢者や体の不自由な人の単身世帯など、ごみを集積場所へ持ち出すことが難しい世帯への戸別訪問による収集体制の構築を図ります。

e) 安全で安心な収集・運搬事業の実施

市民にスプレー缶やライター等の危険ごみの正しい排出方法を周知し、収集・運搬車両の火災の未然防止を図ります。また、収集したごみの飛散・流出防止を徹底するとともに、道路交通法を遵守した収集・運搬を行います。

f) 小規模事業者が排出するごみの収集方法の検討

小規模事業者が排出するごみの収集方法について、有料指定袋の導入を視野に入れた検討を進めます。

g) 一般廃棄物収集・運搬業の許可のあり方

本市の事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らまたは一般廃棄物収集・運搬許可業者が行います。

本市は、適正で安定した収集・運搬体制を維持するために、廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物(ごみ)の収集・運搬業の許可にあたっては、現行の許可業者に対して業務を適正に行うよう指導を行うとともに、新たな許可の可否は、ごみ排出量の推移、現行の許可業者の収集・運搬能力や業務実績等の状況を踏まえて判断します。

なお、都南地域における収集・運搬業務の許可は、盛岡・紫波地区環境施設組合が行います。

h) 一般廃棄物収集・運搬業許可業者に対する指導の強化

一般廃棄物収集・運搬業許可業者の業務体制を確認するための立入調査を行い、適正な収集・運搬に関する指導を行います。

また、市の処理施設に搬入される廃棄物の内容検査を強化し、適正に業務を履行するよう、状況に応じた指導を行います。

i) 一般廃棄物収集・運搬業許可業者との意見交換会の実施

事業系ごみの適正処理にあたっては、収集・運搬業者と連携した排出事業者への助言・指導が不可欠であり、ごみの減量化・資源化の促進に向けて、収集・運搬業者の担う役割は非常に大きいものといえます。

このことから、収集・運搬業者との意見交換会を実施し、各業者が抱える問題点等を整理するとともに、よりよい収集・運搬体制の確立に向けた協議を行います。

② 中間処理計画

(施策一覧)

- a) 盛岡市クリーンセンターの適正な維持管理
- b) 余熱等の有効利用（サーマルリサイクルの推進）
- c) 焼却処理に係る環境リスク対策の継続
- d) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の焼却処理
- e) 資源化処理施設の整備
- f) 粗大ごみ処理施設の整備
- g) 一部事務組合との連携

a) 盛岡市クリーンセンターの適正な維持管理

盛岡地域から排出される可燃ごみの焼却処理を行っている盛岡市クリーンセンターは、稼働開始から14年（平成10年度稼働開始。平成24年4月末現在）が経過し、設備の維持に係る経費が継続的に発生することが想定されますが、ごみの減量の推進、計画的かつ効率的な施設改修により施設の延命化を図るとともに、適正な焼却処理を継続して行います。

また、焼却量の減少や新たな分別に伴う焼却組成の変化により、焼却処理の安定稼働及び発電に支障が生じることが無いよう、運転管理の適正化を図ります。

b) 余熱等の有効利用（サーマルリサイクル⁷の推進）

ごみ焼却施設において、焼却に伴い発生する熱エネルギーを利用し、発電（場内利用及び売電）、温水利用（場内利用及び場外供給）を行っていますが、ごみの焼却量が減少傾向にあること、またプラスチック製容器包装の分別収集等の影響等を考慮し、効率的な熱エネルギーの回収方法の研究を行います。

c) 焼却処理に係る環境リスク対策の継続

ごみの焼却に伴い発生するダイオキシン等の環境汚染物質の発生抑制、排出抑制に努めます。環境汚染物質の排出基準値は、「盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会」において定める値を遵守するとともに、日常の監視を継続して行います。

また、焼却灰等の放射能濃度は状況に応じて随時測定し、結果の公表を行います。

⁷ サーマルリサイクルとは、廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを回収し、発電や温水などに再利用すること。

d) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の焼却処理

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う津波により、本県沿岸部は甚大な被害を受け、沿岸部の被災市町村においては復興に向け、災害廃棄物処理が急務の課題となっています。

本市のクリーンセンターにおいては、「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」に基づき、宮古市・田野畑村・岩泉町・山田町の災害廃棄物を受け入れ、焼却処理を行うこととしています。適正な焼却処理を行い、被災市町村の支援を行います。また、安全対策に万全を期すために、焼却灰の放射能濃度などの測定を継続して行います。

なお、受入に伴う焼却灰の増量分は、県の最終処分場に搬入し埋立処分する予定となっています。

e) 資源化処理施設の整備

盛岡地域から排出されるびん・缶・ペットボトルの中間処理（資源化処理）を行っている盛岡市リサイクルセンター資源ごみ分別施設は、稼動開始から 20 年（平成 4 年度稼動開始。平成 24 年 4 月末現在）が経過し、老朽化が進んでいること、また選別ラインの能力の不足により資源化残渣の発生抑制に支障をきたしていることなどが課題となっています。

これらの状況を踏まえ、旧清掃工場跡地への移転も視野に入れ、新設に向けた施設整備計画の策定、調査等を行います。

f) 粗大ごみ処理施設の整備

盛岡地域から排出される不燃ごみ・粗大ごみの中間処理（破碎処理）を行っている盛岡市リサイクルセンター粗大ごみ処理施設は、稼動開始から 33 年（昭和 54 年度稼動開始。平成 24 年 4 月末現在）が経過しており、老朽化に伴う修繕費用が増していること、多様化する不燃物の適正処理に支障をきたしていることなどの状況を踏まえ、新設に向けた施設整備計画の策定、調査等を行います。

g) 一部事務組合との連携

都南地域から排出されるごみは盛岡・紫波地区環境施設組合、玉山区から排出されるごみは岩手・玉山環境組合で中間処理を行っています。

各組合及び構成町と連携し、施設の適正な維持管理と、適正処理の継続を図ります。

③ 最終処分計画

(施策一覧)

- a) 最終処分場の適正な維持管理
- b) 環境リスク対策の継続及び強化
- c) 焼却灰の有効利用の検討
- d) 一部事務組合との連携

a) 最終処分場の適正な維持管理

盛岡地域から排出されるごみの最終処分は、盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場での埋立処分により行っていますが、施設の管理・運営に万全を期すとともに、放流水及び周辺環境への影響等の監視を徹底します。

玉山区から排出されるごみの最終処分は、岩手町との覚書⁶に基づき、平成15年度内から岩手町一般廃棄物最終処分場への埋立処分により行っていますが、覚書の満了に伴う盛岡市玉山廃棄物処分場の再稼働に向け、堰堤の整備や周辺住民への周知を行うとともに、関係機関との情報交換等により適正な管理運営方法の検討を進めます。

b) 環境リスク対策の継続及び強化

最終処分場からの放流水の水質管理を継続して行います。盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場からの放流水は「盛岡市廃棄物処分場の稼働に係る環境保全等に関する協定書」、盛岡市玉山廃棄物処分場からの放流水は「水質汚濁防止法」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で定める排水基準を遵守するとともに、管理及び監視を徹底します。

また、放流水や埋立地等の放射能濃度を定期的に測定するとともに、その結果を公表することにより地域住民の安心・安全の確保に努めます。

c) 焼却灰の有効利用の検討

限りある最終処分場を出来るだけ長く使用するために、埋立対象物の減量を図るとともに、埋立量の推移や残余容量、費用対効果等を勘案しながら、焼却灰の有効利用の検討を進めます。

⁶ 岩手町一般廃棄物最終処分場の改修期間中、岩手町で発生した埋立対象物を玉山村一般廃棄物最終処分場で受入れたことに伴い、玉山村（現玉山区）で発生する埋立対象物を岩手町一般廃棄物最終処分場で受入れることを締結したもの。（岩手町での受入期間：平成15年度から平成24年度を最終年度とする期間）

d) 一部事務組合との連携

都南地域から排出されるごみの最終処分は、盛岡・紫波地区環境施設組合一般廃棄物最終処理場で埋立処分を行っていますが、組合及び構成町と連携し、施設の適正な維持管理と、適正処理の継続を図ります。

④ 災害時における廃棄物の処理

災害に伴い発生する廃棄物の処理体制や、一般廃棄物の収集・運搬が困難になった場合における体制の整備を図ります。

- ◇ 災害廃棄物処理に関する計画の策定及び各施設における緊急時対応マニュアルの強化
- ◇ 災害廃棄物の一時集積場所、分別区分、搬入方法などの決定
- ◇ 関係団体との協定による災害廃棄物処理に係る協力体制の構築

⑤ 施設整備の検討

「岩手県ごみ処理広域化計画」において、本市を含む県中央部の8市町村が県央ブロックとして位置付けられ、広域処理の推進が求められています。平成23年度には「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」を立ち上げ、県央ブロック8市町村の広域的なごみ処理のあり方の検討を始めており、事業組織や施設整備についての具体的な方向性を示す県央ブロックの広域化基本構想を策定していくこととしています。

本市の中間処理施設は、老朽化や耐用年数に対応した管理や整備が必要であることから、県央ブロックの広域化基本構想との整合を図りながら、施設整備の検討を進めます。

(4) 環境美化対策

(施策一覧)

- a) 不法投棄対策の強化
- b) 環境美化の推進

a) 不法投棄対策の強化

不法投棄の未然防止等を図るため、廃棄物不法投棄監視員を委嘱し、監視・情報収集を行うとともに、平成20年度より廃棄物適正処理指導員を配置し、監視体制の強化を図っていますが、平成24年3月のアナログテレビ放送の終了に伴い、テレビの不法投棄の増加が懸念されることから、岩手県、県内市町村、警察とも連携を図り対策を強化します。

また、不法投棄防止に係る周知啓発やパトロールを継続し、地元自治会や住民、市の関係課等と連携した不法投棄の早期発見、早期対応に努めます。不法投棄常習箇所には啓発看板を設置するとともに、監視カメラを設置し、未然防止を図ります。

不法投棄行為者が特定出来る場合は、警察に協力を求め、厳重な注意・指導を行うとともに、悪質と認められる案件については告発・摘発を行います。

b) 環境美化の推進

地域環境の美化をさらに推進するため、ごみのポイ捨て防止キャンペーンの実施や地域清掃活動の支援を行います。

また、平成21年度から市街地の路上に設置している「ポイ捨て禁止啓発シール」の設置区域を拡大し、環境美化に対する市民の意識の高揚を図ります。

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理体系の現状

本市における生活排水処理の流れを図 4-1 に示します。

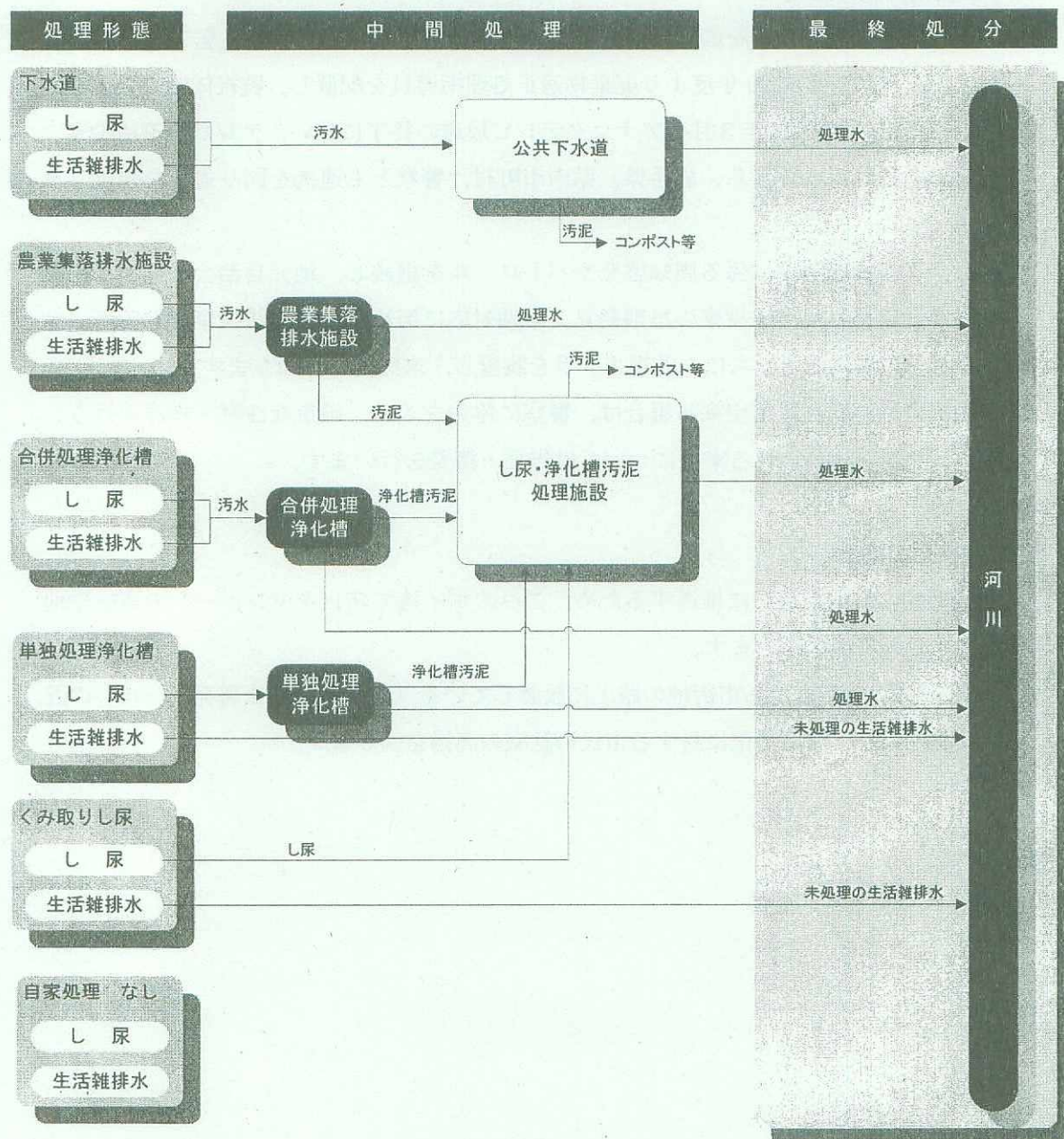


図 4-1 生活排水の処理体系 (平成 22 年度)

(2) 生活排水処理形態別の人口の推移

本市における処理形態別人口の推移を表 4-1 及び図 4-2 に示します。

平成 22 年度現在の水洗化人口は 271,083 人となっており、区域内人口に占める水洗化人口の割合（水洗化率）は 92.5%となっています。

表 4-1 処理形態別人口の推移

			H17	H18	H19	H20	H21	H22	
水洗化	公共下水道	a	232,651	236,097	240,685	242,362	242,704	245,336	
	コミュニティプラント	b	4,502	4,420	1,438	1,417	1,420	1,457	
	農業集落排水	c	6,643	6,873	6,902	6,926	6,835	6,723	
	浄化槽	d=e+f	24,498	24,815	24,401	23,576	17,925	17,567	
	合併処理浄化槽	e	15,089	15,480	15,143	15,068	16,038	15,748	
	単独処理浄化槽	f	9,409	9,335	9,258	8,508	1,887	1,819	
計	g=a+b+c+d	268,294	272,205	273,426	274,281	268,884	271,083		
非水洗化	くみ取りし尿	h	26,712	22,607	20,666	19,008	24,080	22,056	
	自家処理	i	502	0	0	0	0	0	
	計	j=h+i	27,214	22,607	20,666	19,008	24,080	22,056	
合計（区域内人口）			k	295,508	294,812	294,092	293,289	292,964	293,139
水洗化率			l=g/k	90.8%	92.3%	93.0%	93.5%	91.8%	92.5%

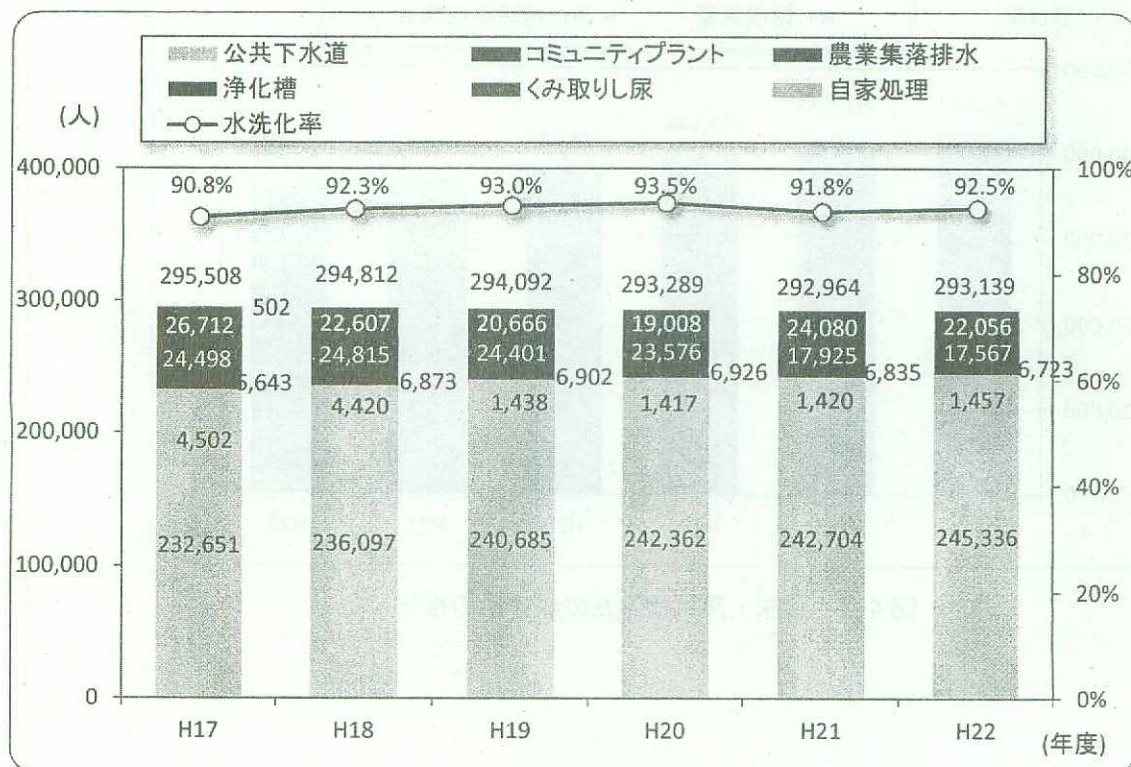


図 4-2 処理形態別人口の推移

(3) し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

本市のし尿及、浄化槽汚泥の収集量の推移を表 4-2 及び図 4-3 に示します。

本市のし尿収集量及び浄化槽汚泥収集量は減少傾向にあり、平成 22 年度のし尿収集量は、27,876kL、浄化槽汚泥収集量は 8,013kL となっています。

表 4-2 し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移

単位：kL/年

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	
し尿	し尿人口	(人)	26,712	22,607	20,666	19,008	24,080	22,056
	し尿収集量	(kL/年)	33,259	32,819	30,728	29,116	28,490	27,876
	一人1日あたり	(L/人日)	3.41	3.98	4.06	4.20	3.24	3.46
浄化槽汚泥	浄化槽人口	(人)	24,498	24,815	24,401	23,576	17,925	17,567
	浄化槽汚泥収集量	(kL/年)	9,278	9,114	8,816	8,971	8,513	8,013
	一人1日あたり	(L/人日)	1.04	1.01	0.99	1.04	1.30	1.25
収集量合計		(kL/年)	42,537	41,933	39,544	38,087	37,003	35,889

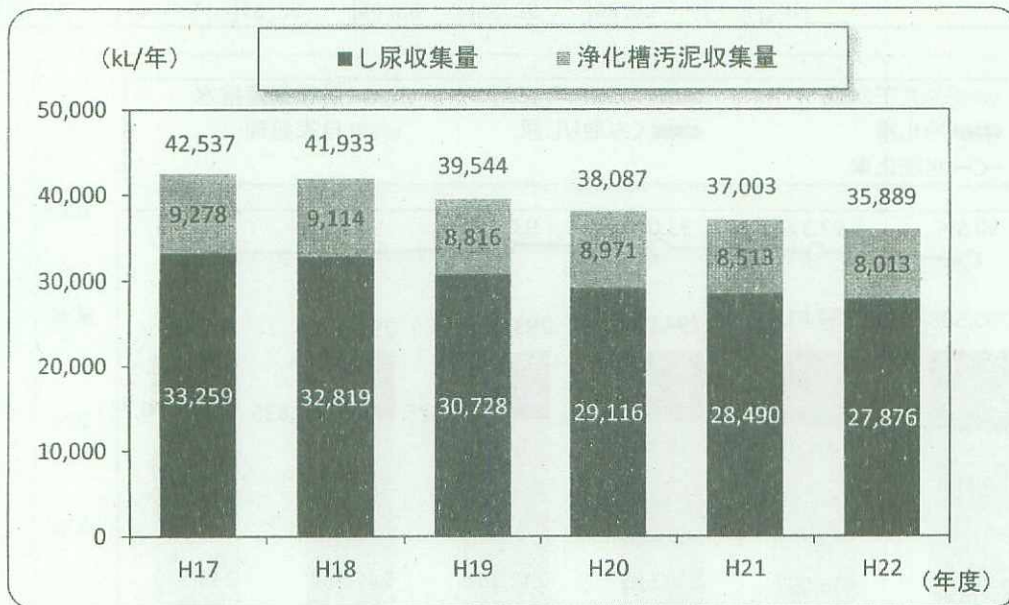


図 4-3 し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移

(4) 収集・運搬の現状

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の現状を表 4-3 に示します。

し尿の収集・運搬は、盛岡地域は許可業者（一部地域は市が委託する業者）、都南地域は「紫波、稗貫衛生処理組合」が委託する業者、玉山区は「盛岡北部行政事務組合」が委託する業者が実施しています。

また浄化槽汚泥の収集・運搬は、盛岡地域及び都南地域は許可業者、玉山区は「盛岡北部行政事務組合」が委託する業者が実施しています。

表 4-3 収集・運搬の現状

地域名	し尿の収集・運搬	浄化槽汚泥の収集・運搬
盛岡地域	許可業者 (一部地域は市が委託する業者)	許可業者
都南地域	紫波、稗貫衛生処理組合が 委託する業者	許可業者
玉山区	盛岡北部行政事務組合が 委託する業者	盛岡北部行政事務組合が 委託する業者

(5) 中間処理・最終処分の現状

① し尿処理施設の位置及び概要

し尿処理施設の位置及び施設概要を図4-4及び表4-4に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、盛岡地域は盛岡地区衛生処理組合の滝沢処理センター，都南地域は紫波、稗貫衛生処理組合の衛生処理場，玉山区は盛岡北部行政事務組合の北岩手環境衛生センターにて処理しています。



図4-4 し尿処理施設の位置図及び概要

表 4-4 し尿処理施設の概要

地域名	施設名	管理者	所在地	処理形式	処理能力	竣工年月
盛岡地域	し尿処理施設 (第一処理棟)	盛岡地区 衛生処理組合	岩手郡滝沢村 滝沢字大崎	標準脱窒素処理 方式+高度処理	し尿 70k1/日 浄化槽汚泥 30k1/日	S60.10
	し尿処理施設 (第二処理棟)			膜分離高負荷脱 窒素処理方式	し尿 50k1/日 浄化槽汚泥 20k1/日	H17.9
	汚泥再生 処理施設			油温減圧乾燥処 理方式	資源化 170k1/日	
都南 地域	し尿処理施設	紫波、稗貫 衛生処理組合	紫波郡紫波町 南日詰	低希釈二段活性 汚泥法+凝沈	し尿・浄化槽汚泥 170k1/日	S57.8
玉山区	し尿処理施設	盛岡北部 行政事務組合	八幡平市平舘	二段活性汚泥処 理	し尿 100k1/日	S62.10
	浄化槽汚泥 処理施設			浄化槽汚泥専用 処理方式	浄化槽汚泥 45k1/日	H10.3

② し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

各一部事務組合におけるし尿処理施設での処理量の推移を表4-5及び図4-5に示します。

し尿及び浄化槽汚泥ともに、処理量は減少傾向にあり、平成17年度から平成22年度までに17%減少しました。平成22年度現在、本市全域で、し尿処理27,876kL、浄化槽汚泥8,013kLの合計で35,889kLを処理しています。

表4-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

単位：kL/年

処理区域	処理施設	区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
盛岡地域	盛岡地区 衛生処理組合	し尿	17,074	15,882	14,624	13,916	13,392	12,945
		浄化槽汚泥	4,222	4,517	4,016	3,649	3,662	3,112
		計	21,296	20,399	18,640	17,565	17,054	16,057
都南地域	紫波、稗貫 衛生処理組合	し尿	10,811	11,225	10,249	9,524	9,240	9,260
		浄化槽汚泥	3,716	3,450	3,474	3,737	3,445	3,347
		計	14,527	14,675	13,723	13,261	12,685	12,607
玉山区	盛岡北部 行政事務組合	し尿	5,900	5,712	5,956	5,676	5,857	5,671
		浄化槽汚泥	1,458	1,147	1,326	1,585	1,406	1,554
		計	7,358	6,859	7,282	7,261	7,263	7,225
合計		し尿	33,785	32,819	30,829	29,116	28,490	27,876
		浄化槽汚泥	9,396	9,114	8,816	8,971	8,513	8,013
		計	43,181	41,933	39,645	38,087	37,003	35,889

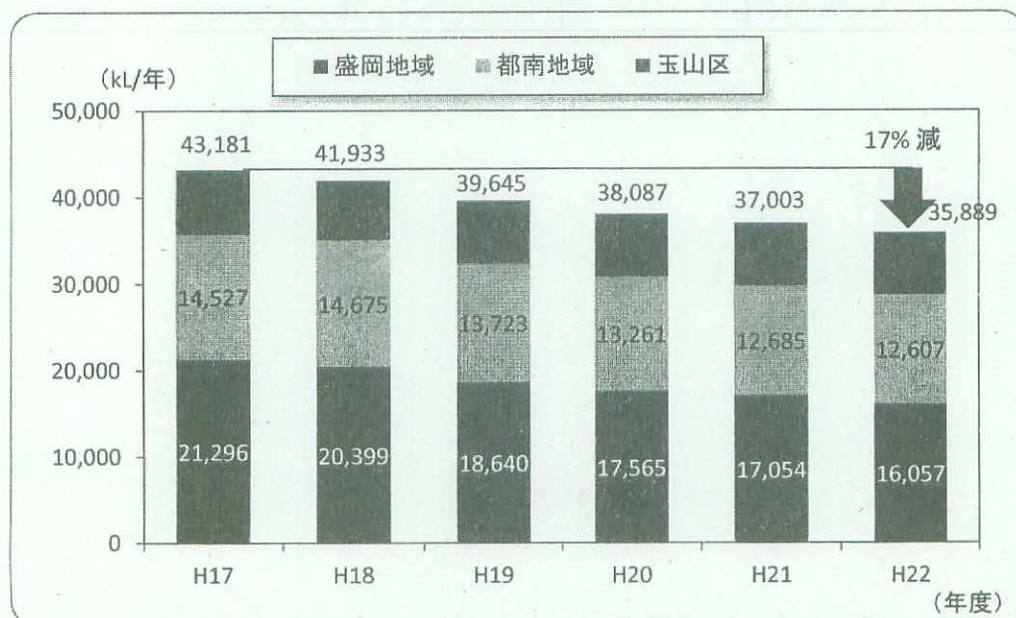


図4-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

4.2 生活排水処理の将来予測

(1) 処理形態別人口の将来予測

本市の生活排水処理形態別人口の将来予測を表 4-6 及び図 4-6 に示します。

本市における公共下水道やコミュニティプラント、農業集落排水、浄化槽にて水洗化を実施している人口の割合（水洗化率）は、本計画最終年度である平成 28 年度では、95.1%と予測されます。

表 4-6 処理形態別人口の将来予測

単位：人

			実績		推計				
			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
水洗化	公共下水道	a	245,336	245,186	245,046	243,896	244,746	244,596	244,446
	コミュニティプラント	b	1,457	1,457	1,457	1,457	1,457	1,457	1,457
	農業集落排水	c	6,723	7,036	7,348	7,661	7,974	8,286	8,599
	浄化槽	d	17,567	18,084	18,014	17,944	17,874	17,804	17,734
	計	e=a+b+c+d	271,083	271,763	271,865	270,958	272,051	272,143	272,236
非水洗化	くみ取りし尿	f	22,056	20,306	19,133	18,970	16,806	15,644	13,902
	自家処理	g	0	0	0	0	0	0	0
	計	h=f+g	22,056	20,306	19,133	18,970	16,806	15,644	13,902
合計（区域内人口）		i	293,139	292,069	290,998	289,928	288,857	287,787	286,138
水洗化率		j=e/i	92.5%	93.0%	93.4%	93.5%	94.2%	94.6%	95.1%

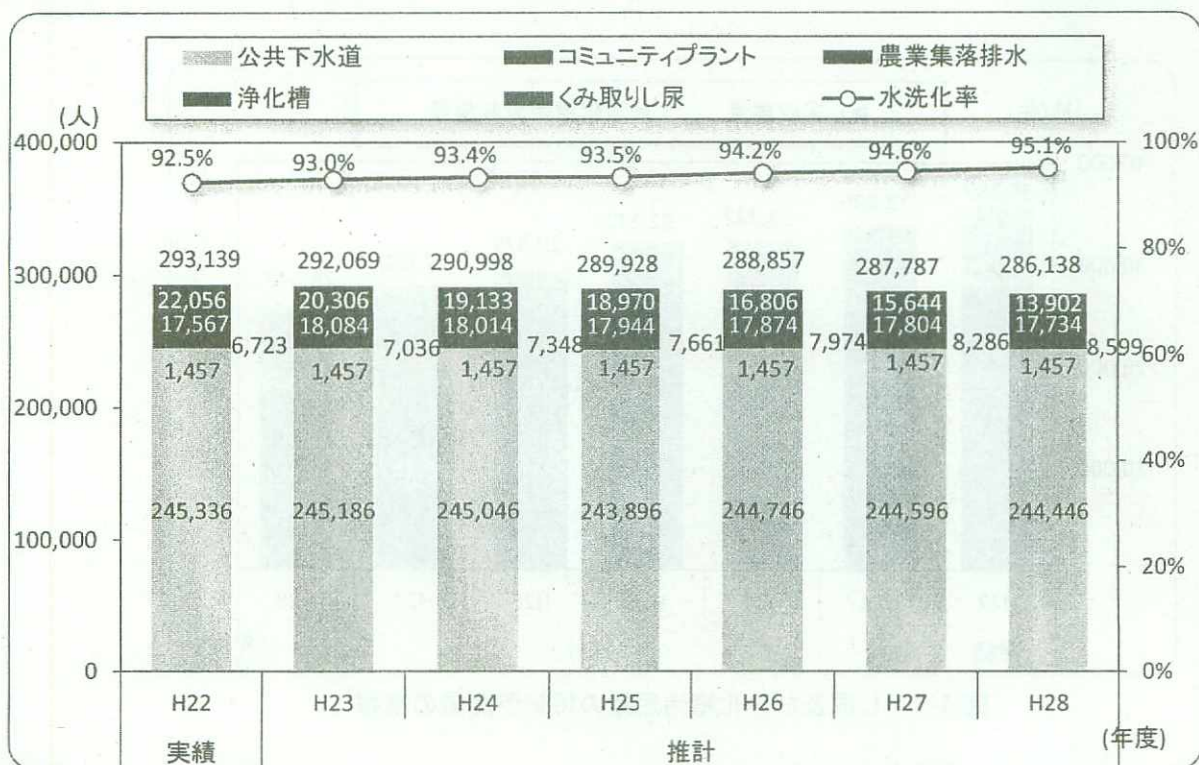


図 4-6 処理形態別人口の将来予測

(2) し尿・汚泥量の将来予測

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測を表4-7及び図4-7に示します。

し尿人口及び浄化総人口の減少に伴い、し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量ともに減少し、本計画最終年度である平成28年度では、し尿17,556kL、浄化槽汚泥8,091kLの合計で25,647kLと予測されます。

表4-7 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測量の推移

単位：kL/年

			実績	推計						備考
			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
し尿	し尿人口	(人)	22,056	20,306	19,133	18,970	16,806	15,644	13,902	
	し尿収集量	(kL/年)	27,876	25,644	24,163	24,023	21,224	19,757	17,556	
	一人1日あたり	(L/人日)	3.46	3.46	3.46	3.46	3.46	3.46	3.46	3.46
浄化槽汚泥	浄化槽人口	(人)	17,567	18,084	18,014	17,944	17,874	17,804	17,734	
	浄化槽汚泥収集量	(kL/年)	8,013	8,251	8,219	8,209	8,155	8,123	8,091	
	一人1日あたり	(L/人日)	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
収集量合計		(kL/年)	35,889	33,895	32,382	32,232	29,379	27,880	25,647	



図4-7 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測量の推移

4.3 生活排水処理基本計画の基本フレーム

(1) 基本理念

基本理念（案） 快適で豊かな水環境の保全

(2) 基本方針

基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げます。

方針1（案） 公共下水道の早期接続及び合併処理浄化槽等の普及

快適で豊かな水環境を保全するため、生活排水の適正処理を実施する必要があります。そのため、本市では、公共下水道処理区域内の未接続世帯への早期接続を働きかけるとともに、公共下水道全体計画区域外の世帯に対しては、合併処理浄化槽の設置の普及や農業集落排水施設への接続を推進します。

方針2（案） 一部事務組合との連携体制の強化

快適で豊かな水環境を保全するため、本市からのし尿及び浄化槽汚泥を処理・処分している「盛岡地区衛生処理組合」「紫波、稗貫衛生処理組合」「盛岡北部行政事務組合」と連携を図り、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進していきます。

方針3（案） 普及啓発の推進

快適で豊かな水環境を保全するため、本市ホームページを活用し、一部事務組合と連携を図りながら、普及啓発を推進していきます。

(3) 処理主体

生活排水処理の処理主体を表 4-8 に示します。

表 4-8 処理主体

処理主体	種 類	対象の生活排水
・ 本市	・ 公共下水道 ・ 農業集落排水施設 ・ 公設浄化槽（玉山区のみ）	・ 各家庭からのし尿・生活雑排水
・ 盛岡地区衛生処理組合 ・ 紫波、稗貫衛生処理組合 ・ 盛岡北部行政事務組合	・ 各組合のし尿・浄化槽 汚泥処理施設	・ くみ取り世帯からのし尿 ・ 合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥 ・ 単独処理浄化槽からの浄化槽汚泥 ・ 農業集落排水施設からの汚泥 ・ コミュニティプラントからの汚泥
・ 市民	・ 合併処理浄化槽 ・ 単独処理浄化槽	・ 各家庭からのし尿・生活雑排水

4.4 個別計画

(1) 生活排水処理

① 汚水処理計画

本市では、公共下水道処理区域における下水道への未接続世帯に対し、早期接続を促していくとともに、公共下水道全体計画区域内における整備を計画的に推進していきます。また、公共下水道全体計画区域外の世帯に対しては、生活排水の適正処理のため、合併処理浄化槽及び公設浄化槽（玉山区のみ）設置の推進や農業集落排水施設への接続等を推進します。

なお、推進にあたっては、ホームページ等を活用し、併せて合併処理浄化槽の定期検査の実施等、適正な維持・管理を住民に求め、情報を提供していきます。

(2) し尿・汚泥処理

① 収集・運搬計画

廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集・運搬業に関する許可は、盛岡地域は本市、都南地域は紫波、稗貫衛生処理組合、玉山区は盛岡北部行政事務組合が行います。

し尿等の処理量は今後も減少が見込まれることから、本市においては、現状の許可業者による収集・運搬体制を維持し、安定した処理の継続を図ります。

② 中間処理・最終処分計画

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の中間処理・最終処分は一部事務組合が行うこととなっていることから、本市は一部事務組合の構成市町村と連携し、各組合における施設の適正な維持管理と適正処理の継続を図ります。

中間処理に伴い発生する脱水汚泥の放射能濃度は、各一部事務組合等と協議の上、随時測定を行います。

③ その他

今後さらに減少が見込まれるし尿等の処理量と、各処理施設の老朽化の状況を踏まえ、これからの施設のあり方や新たな処理方法等について、一部事務組合とその構成市町村及び「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」と協議を進めます。